

タイトル	加藤幸信「北炭真谷地炭鉱の友子制度と軌跡」 北海道炭鉱汽船(株)百年史編纂(五)
著者	大場, 四千男; OHBA, Yoshio
引用	開発論集(89): 141-189
発行日	2012-03-15

加藤幸信「北炭真谷地炭鉱の友子制度と軌跡」

北海道炭鉱汽船(株)百年史編纂(五)

大場 四千男*

目 次

- 序一 友子制度の方法論を巡って
- 一章 登川坑の友子制度
- 二章 昭和41年友子の取立式——親分・子分関係の成立
- 三章 友子の出生條例
- 四章 明治四十四年改正誓約
- 五章 友子の箱元引継制度
- 六章 友子規約
- 七章 友子の相互扶助制度
- 八章 友子の渡利組織——奉願張
- 九章 友子の全国組織
- 十章 夕張総同盟山規約
- 十一章 友子の除名回章
- 十二章 友子の道明回章
- 十三章 友子の仁義
- 十四章 友子の日常生活——親分への忠誠心
- 十五章 友子と炭鉱会社
- 十六章 友子と労働組合
- 十七章 友子の親分・子分関係系譜資料

序一 友子制度の方法論を巡って

(1) 友子制度の先行研究と課題

これまで我が国における友子制度の研究は金属鉱山の友子制度を取りあげ、その相互扶助を土台にする親分—子分の人間関係、或いは組織的集団の特異性(封建的人間関係)に注目し、歴史的に解明しようとする動機に導かれて進められてきている。

この分野での最初の先行研究は、大山彦一によって大正15年社会学雑誌に発表された「友子同盟の研究」である。その後、北炭の労務担当の前田一が北炭の各鉱業所での友子制度の実態調査を行い、北炭の夕張、幌内、空知、そして真谷地炭鉱での友子会員数、友子制度の機能及び友子制度の会計規模等の推移を明らかにし、北炭の労務政策を推進する際、自治組織として認め、労使協調関係を確立しようとする立場から友子制度を位置づけるのに全力を注ぐのである。

労務担当者が直接に友子制度を位置づけたのは前田一によって始めて行なわれた。しかし、その後友子制度に加入する履歴調査とその登録記載は、とりわけ三井砂川炭鉱では大正期に入ってから大規模に行われ、莫大な履歴カードを昭和30年代頃迄積み重ねてきている。しかし、この履歴カードに基づく友子制度を含む鉱夫像の実態分析はいまだなされていないのが現状である。

したがって、こうした炭鉱の友子制度に関する実態調査が金属鉱山から石炭鉱業へ移行しつつあるが、現在において依然として友子制度の全体像は解明されていない。金属鉱山では足尾銅山で友子制度の調査を行い、報告書を出している。このため、金属鉱山での友子制度の研究が中心を形成し、その代表的先行研究は(1)昭和26年の松島静雄の小坂鉱山に関する友子制度(労働社会学序説、友子の社会学的考案)、(2)村串仁三郎と村上安正による足尾銅山に関する友子制度研究、(3)大山敷太郎の親分—子分論等を中心とするものである。

他方、石炭鉱山に関する友子制度の先行研究は(1)昭和43年石田幸成の「友子同盟試論」、(2)高橋揆一郎の「友子制度」、そして(3)「増補改訂夕張市史」下巻第十二編「第一章友子に関する調査」、「第二章夕張における友子制度」、(4)北炭真谷地労働組合「真谷地—解散記念誌」及び登川労働組合「登川—解散記念誌」における友子制度論等である。そして(5)として次に掲げる加藤幸信論文が登川炭鉱における友子制度を体験による内側の世界として描いている。

これら友子制度に関する先行研究に共通する問題点と課題はいずれも友子制度の相互扶助を取り上げ、(1)その歴史的起源、(2)友子の家族主義、(3)友子の技術伝達方法、(4)友子の親分—子分関係、(5)友子と飯場制度との関係、(6)友子の墓守り、(7)友子の坑内における鉋組の組織とその人間関係、(8)友子集団の労使協調的側面、(9)友好同盟と炭鉱の労務政策との懸わり、(10)友子同盟と他の友子同盟との交際、交流、そして相互扶助、(11)友子と奉願帳、(12)友子制度と労働運動、(13)友子制度と地域生活と交際、(14)友子の取立式と親分子分関係等を中心にする研究であり、大山敷太郎に代表される親分—子分の人間関係の特異性に焦点を当てている。

こうした友子制度の先行研究は(1)友子制度の相互扶助を中心にする人間的絆、(2)地域生活＝掘進採炭の生産関係等を中心にする物質的・生産的側面を重視することに終始しているため、友子の物質的・身分制的編成を支え、精神的な絆、或いは「結」的集団の精神的結集力を看過し、或いは軽視する傾向となっている。

したがって、友子制度の精神構造、或いは友子の集団精神の特異構造を明らかにすることが今日における友子制度の緊急な研究課題であると思われる。

(2) 友子制度の職能民的精神論

こうした新しい友子制度を位置づける場合、加藤幸信が強調している友子制度の親—兄—子の人間序列関係の形成は炭鉱技術を修得し、一人前の鉱夫として成長する職務階梯を昇っていき、熟練労働の確立過程であり、職能民としての専門家への歩みであるという職能民的ランク付けのプロセスとなる。すなわち、友子制度は炭鉱技術を体得する職能民の同業者集団の形成を

意味し、その歴史的起源を古代の技能者集団にまで遡るのである。

このことから、友子制度の職能民集団は守護神を鉱山神社或いは坑口脇の祠に祭り、その信仰を精神的に共有する精神共同体を形成する。こうした、友子制度の職能民集団としての性格と神社信仰の精神的共同体としての性格とが一つになるところに友子制度が形成されることになるのであり、この精神的共同体と職能民共同体とが重なり合うことで友子制度は坑内の槌組として或いは地域生活での相互扶助を内部から支え合うこととなり、ここに友子制度の全体像を描くことができることになるのではないだろうか考える。

既に述べたように、これまでの友子制度に関する先行研究は友子制度の外的形態（相互扶助の側面）を取り扱ってきたにすぎない。新しい友子制度の研究において求められているのは友子制度の内的形態、とりわけ(1)職能民としての同業者集団による技術職階制への位置づけ、(2)職能民による技術を極める守護神への信仰心等の目に見えない精神的・宗教的共同体への解明であると考ええる。

こうした新しい友子制度の職能民としての研究が可能になったのは(1)網野善彦による中世職能民研究、(2)職能民の守護神研究、とりわけ柳田国男の『石神問答』（宿神論）、(3)服部幸雄の歌舞伎研究による「宿神論」、そして(4)中沢新一の『精霊の王』による「宿神論」等の研究によって職能民の技能＝芸能の精神主義（職の守護神＝翁）の全体像が少しづつ明らかにされることになったからである。職能民の技術を秘技として一子相伝の如く伝え、その秘技に宿する超越力は猿楽＝能では世阿弥、或いは金春禅竹によって幽玄の美として神秘化され、神技、つまり宿神の力と見なされる。この幽玄の美は芸能の奥義とされ、一生の修行によって体得され、職能民の技術論の中心となる。友子制度はこうした芸能の奥義である技能を親一兄一子へ伝える職能民集団として形成され、技術に秘められる精神的絆を心の教えとする精神共同体を形成する。

中沢新一は網野善彦の職人＝職能民の精神世界を掘り下げ、職能民の守護神を「宿神」に求め、金春禅竹の『明宿集』に依拠しながら、宿神の全体像を構築しようとする。

したがって、ここでは『明宿集』を手懸りに職能民の精神構造（宿神）を概括する。

金春禅竹は大和猿楽四座のうち、円満位座の座長であり、観世座の世阿弥の娘と結婚し、猿楽の家元である。このため、金春禅竹は猿楽（能）の芸能を極める最高の職能民であり、始祖である秦河勝の技を継承する。5世紀頃、朝鮮半島から渡来した秦の一族は北九州の香春に定着し、そこで鉱山技術を生かして大きな勢力を作り、その後、都へ上洛して泊瀬川流域（奈良・大阪）に移住した。ここで秦一族は(1)円満井座の猿楽集団、(2)四天王寺の楽人集団、そして(3)長谷川党の武士集団の3つに分かれ、中世において職能民としてその地位を確立する。

こうした秦一族の職能民としての歩みは中世の職人世界の頂点に昇りつめるものとなり、守護神の信仰を深めることともなる。秦一族が金属鉱山の職能民であるという経験とその履歴は金属鉱山における職能民集団である友子制度の守護神を宿神にする一つの根拠となる。

守護神である宿神（翁）は金属鉱山の精霊の本地垂迹であり、金属鉱物を「翁」の分身のお

こなう靈妙なる働きにあずかってい」(中沢新一「精霊の王」, 付録 348 頁) ると, 次のように見なされる。

「この「翁」の妙体について, これまで列挙してきた諸神・諸仏は, みなものごとの現象面(事相)にあらわれた意義内容に関連したも**の**ばかりであった。ところが, 「翁」の真実に一層深く関わる存在の本性面(理性)に目を移せば, 天体にあつては百億の銀河, 百億の日月, 地上にあつては山河大地, 森羅万象, 草木や鉱物などにいたるまで, みなこの「翁」の分身のおこなう靈妙なる働きにあずかっていないものなどは, ひとつとしてないことがわかる」(中沢新一, 付録, 348 頁より引用)

この資料に出てくる「翁」は天地創造の神であり, 現実の世界の中に生きている精霊であり, 宿神シユクジであり, 金属鉱物を創造する靈妙でもあり, 鉱物に憑く宿神なのである。

「翁」の憑いた鉱物は職能民である金掘大工(山師)によって地下鉱脈から掘り出されるが, その際, 金掘大工は守護神である「翁」(=宿神)の精霊である鉱物を宿神に導かれてこの世に掘り出すことで無から有への転換を行い, 富=金を得る仕事(技術テクノウ)をすることになり, 守護神(=翁=宿神)への精霊信仰に導かれるものであると見なされる。

職能民である金掘大工は守護神の流動的な躍動する生命力(靈力)を宿す鉱物を信仰心の直観力(宿神的思考)で透視する超越力を発揮して発見するのである。つまり, 金掘大工は鉱山の採鉱現場における金の埋まっている翁的空間をその超越力(翁テクノウの技能)で見透し, 翁テクノウ的技能で掘り出すという転換わぎの技を職能民の技術的思考(宿神的思考)によってこの世に引き出すのである。

かくて金掘大工は翁的空間から鉱物を掘り出す, つまり無から有を引き出す技わぎ(転換テクノウの技)を宿神的思考の手続きで鉱脈と対話しながら鉱物を地下から掘り出す。鉱物を地上へ掘り出す技術テクノウ, つまり無から有への転換の技術は自然と人間の対話の中で進めるインターフェイスの技術であり, 且つ幽玄の美である。この無から有への転換テクノウの技術は金の埋まっている翁的空間を透視する神秘的宿神的能力を心の精神修業によって育はぐくむのであり, 芸能の奥義と見なされる。この芸能の奥義は自然神(翁)と人間の合作技術として発展する。

金属鉱山での友子制度が組織された一つの主要な理由は古代から行われている採鉱現場の翁的空間を職能民の奥義技能で見透し, 鉱物を掘り出す転換の技術を同業者職能民集団の芸能として極きわめる一子相伝の家元制度を草の根としているからである。

まさに, 金属鉱山は, 金の埋まっている翁的空間の設定とその転換の技(=インターフェイス技術体系)の発達を職能民の奥義技能(守護神=翁=宿神)によって子孫に伝えられる日本的鉱夫職能集団として友子制度を生み出すのである。そして, 友子制度は金属鉱山から石炭鉱業へ移植され, この石炭鉱業においても職能民の信仰心とインターフェイス技術とを結合する日本的友子制度を育はぐくみ, とりわけ北炭の各鉱業所における技能鉱夫集団の中核を形成することになる。村串仁三郎はイギリス留学でイギリスの炭鉱において日本のような友子制度の発達を明らかにしている。

したがって、友子制度は精神的絆、或いは結的精神連帯性で組織される職能的同業者集団であり、その共同体の精神的結びつきを心の教えとする一子相伝の技能集団と見なされる。

この友子制度が金属鉱山から石炭鉱山へ発展するのは主に北海道では開拓使による殖産興業政策の一環として官営幌内炭鉱鉄道を設立してからの近代以降においてであり、とりわけ石狩炭田における北炭系石炭鉱業所に集中されている。開拓使時代における炭鉱は(1)囚人労働、(2)良民坑夫等を中心に東北地方からの移民或いは出稼労働者を供給源にして発展する。とりわけ、初期の幌内、夕張、空知、そして真谷地炭鉱では(2)の良民坑夫の担い手として友子制度に属する渡り坑夫、或いは自坑夫を飯場に収容し、採炭を行うのである。その際、飯場頭は友子制度を指導し、請負制採炭を経営基盤にし、間接雇用関係を展開する。明治40年幌内炭鉱の賃金値上げに端を発する坑夫の暴動は井上角五郎に飯場制度及び請負制、さらに間接的雇用関係を廃止、或いは再編させ、飯場頭を世話役、飯場を友子制度の交際所、間接雇用を直接雇用関係へ移行する事件となり、近代化への転換となる。

ここに近代的友子制度が形成され、以降友子制度は改革されることなく、昭和30年代登川炭鉱における友子取立式を中心とする友子制度の活動を見る。次の加藤幸信の論文はこうした近代的友子制度を取りあげ、友子制度の相互扶助を中心にする物的な共同体構造と精神的な心の絆である結的な共同体構造を統合する特異性にその解明の焦点をあてている。

その際、友子制度の心の教えは友子制度の人間性を浮き彫りにする点で重要であり、これまでの先行研究の看過してきた問題である。この友子制度の心の教えは人間の善悪勘定で友子制度の運営基準とするものである。すなわち、友子制度は労働組合、或いは企業経営の損得勘定のように組織を運営するのではなく、P.F. ドラッカーのマネジメント論の中心テーゼである「組織の道徳性」を実現することに全力を注ぐのである。ドラッカーの言う「組織の道徳性」は友子制度の組織とどういう関係があるのであろうか。この両者の関係を究明することは近代的友子制度の「組織の道徳性」を解き明かすことにつながるものであり、日本の歴史を担ってきた職能民の芸能、或いはその技能の精神を現代において見極めることを意味することになるものと考えられる。つまり、職能民が民芸品、及び工芸品を作る場合、また、絵仏師が高僧の達磨を描く場合、とりわけ後者についてドラッカーは絵仏師の「十分と80年」の修業によって達磨の精神の高さに達することで初めてその精神力の心像から達磨像を描くことができることになると述べている。金春禅竹はこの芸能の奥義を掴むため自然力と人間の間のインターフェイス技能の精度を高めることで達成されると見なしている。さらに、2012年3月1日朝日新聞のインタビューに答えて20歳の若きプロ・ゴルファーである石川遼は今後のゴルフの目標を先輩である片山晋呉の2006年、2007年当時の精密機械のように球をコントロールする技能を体得したいと述べている。スポーツが芸能の一分野と見なすなら、この精密機械の精度を高めることは自然力と人間の間のインターフェイス技能を体得することである。したがって、ドラッカーの言う「組織の道徳性」とはこうした芸能の奥義である人間の精神力の高さを廻向思想に結びつけ、社会に貢献する、或いは社会の求めている民芸品、工芸品、又は芸能品を幽玄の美として造り

込む清浄の善なる仕事として完成することを意味する。すなわち、組織に属する職能民は心の教えである道徳性を発揮し、顧客或いは注文主の満足を最高の点にまで実現し、その感動の輪を漸次大きくするのに力を注ぐのである。こうした職能民の技能と奥義が顧客、注文主の感動の波をあたかも池の端から社会全体に及ぶようになると、組織の道徳性は社会の生活向上、或いは社会の精神向上に貢献する廻向思想となり、その社会の人間性を豊かにする。あたかも、近代的友子制度は鉾山技能を修得する職能民の技術を奥義として一子相伝のように伝え、その修業の中で人間の道徳性を育み、他方、地域生活での相互扶助、或いは飯場での救済、親分への墓参り等による廻向思想の実践で社会への貢献を行って、「開かれた人間」を育むのに大きな役割を果たすのである。

一章 登川坑の友子制度

昭和41年5月11日登川小学校において登川楓自渡利連合山による友子取立式が数年ぶりに行われた。これは友子として最後の取立式になるであろうと当時考えられた。

全国諸鉾山にあった友子組織はそのほとんどが昭和の初期に消滅したが、しかし、登川楓地区の友子交際だけが全国で唯一これまで維持されて来たが、その背景をさぐりつつその友子制度における発展及運営機能について次のように考察してみたい

登川（桂）・楓両炭砒の歴史について簡単にふれると、両炭砒共に明37・8年頃に発見されたといわれ、楓炭砒はもと頭山満・金子元三郎の所有でクルキ炭砒の名称で操業していた。しかし、北炭の井上角五郎は北炭の発展戦略として買収に乗り出した。すなわち、明治38年8月北炭が買収し桂坑と共に夕張第二砒と称して操業を開始したが、大正8年真谷地炭砒と改称された。楓炭砒の石炭は明治38年11月紅葉山～楓間に馬車道路が開道されると、紅葉山まで馬車で運炭していたが、明治40年5月専用鉄道が開通し貨車輸送に切りかわったのである。

登川炭砒は明治42年に虎五郎・飯田延太郎の両名が共同採掘権を取得して明治43年に石炭採掘に着手して石炭は楓駅まで馬車によって運炭されていた。その後44年に三井鉾山が買収し登川から楓までの間に専用鉄道が布設され貨車輸送となり大正8年11月三井から北炭に買収され、北炭はこれを機に登川・楓両砒を一本化して登川炭砒と称した。北炭は昭和28年の企業整備により登川砒を閉山し人員を楓坑に集約して再び真谷地炭砒に帰属して今日に至っている。

その間大正末期より昭和初期には各炭砒で労働争議が発生して北炭は争議に参加した者に徹底的な圧力を加えた。労働者の指導グループの多くがヤマを追われた。それがため友子集団の有力者を多く失わない友子組織は弱体化し衰退した。登川楓でも例外ではなく会社と警察による圧力により友子組織は弱体化しながらも何とか維持され存続されて来た。

その理由は種々あるが、一つには地理的な条件がある。この地は紅葉山より数kmも山奥に所在するため坑夫の流動が少なく定着性が強く愛郷精神が旺盛で友子組織に対しても愛着が他

の炭砒より大なるものがあった。もう一つは両坑共に炭質が硬くしかも炭層が急傾斜で断層・褶曲が多く他の炭砒よりも機械化がおくれ手掘り採炭の槌組編成の形態がくずれずに維持されて友子組織の衰退を防ぐことになったのではないかと考えられる。更に会社からみれば労働者に圧力を加えることによって槌組編成の形がくずれて坑夫の稼働や出炭が落ちることをおそれ友子組織まで徹底的な圧力を加えることをやめて逆に労務対策上保護する立場をとったのではないかと考察される。

しかし何んと云っても最大の理由は登川楓の友子では経済的な負担を軽減するため自坑夫と渡利で連合山を組織したことである。連合山はいつ組織されたかは明かではないが昭和3年4月29日に連合山集會に於て次の申合せをしている。

聯合集會申合議事

第一条 楓坑及登川坑ニ於テ奉願帳寄附帳出頭許可済者ハ四月三十日ヨリ両交際者タルコト

第二条 奉願帳寄附帳出頭許可作製ノ折登川砒ニ於テ作製スル時ハ自坑夫ノ時ハ渡利坑夫友子ヨリ山中立会及世話人ヲ帳簿ニ連名署スル事又ハ渡利坑夫友子ノ時ハ自坑夫ノ山中立会及世話人ヲ連名署スル事

第三条 楓自坑夫友子渡利坑夫友子ニ於テモ第二条ト同様ニスル事

第四条 本帳作製出来ノ時ハ登川砒自坑夫友子又登川砒渡利坑夫友子一同連名署楓砒ニ於テモ自坑夫友子一同渡利坑夫友子一同連名署ノ上本人ニ引渡ス事

登川砒自坑夫人名

土井熊太郎

以下十七名

登川砒渡利坑夫人名

後藤 石松

以下十二名

楓自坑夫人名

桂川 末吉

以下九名

楓渡利坑夫人名

畠山友次郎以下七名

以上が署名されている

この連合山の組織化により各山の諸行事を統合し特に取立については各山ごとには行わず一同に会して実施するなど重複する経費の節約につとめ、又奉賀帳、寄附帳等々の附合料についても一本化している。記録によると連合山による取立については昭和7年3月6日第1回の取立式以後昭和41年5月11日最後の取立式まで17回行われている。

このことは不況による労働者の退出によって友子構成員が減少し、そして収入が大幅に減となり経済的負担が問題となってきた時だけに大きな救いであった。又昭和3年健康保険法が実

施され自助的救済機関であった友子集団も徐々に外部からの生活保障が適用され、更に一心組合の設立により友子の救済制度は一心組合に移行されて友子の自然消滅の方向にあったが、連合山全体でこれに対抗し友子の存続をはかったのである。このようにして各山ごとで物事を処理するのでなく何事も連合山にて話し合いをし、物事の処理にあたり、このヤマだけはいつまでも友子を存続しようという一同の固い決意で対処して来たのである。

更に戦争中には連合会は出征兵士そして遺家族に対しての援助等についても大集会で決議をなし、それぞれ友子の自治的活動の中で処理し時代の波にあった自律活動を続け、その活動から友子の維持に努めて来た力は大きいものがある。

第二次大戦勃発により産業報国会が国家の要請によって結成され、あらゆる団体がこれに包含された。そして、友子集団にも解消を勧告されたときも友子の有力親分衆が直接その方面に要請し友子集団として国家の方針に協力することを約束し、会社に対しても出稼出炭に協力をするなどを次のように決議している。

「昭和十九年一月一日初集会決議

会社より友子があれば死亡ある度毎に休む人が多いから解散せよというのに対し渡利友子としては解散の要を認めず会を継続すること万場一致で決議せりと記録されている。」

戦後も労組一本にまとまることを提唱する者も数多くあったが、しかし、友子制度は「それではどこが悪いのか」と反ばつし、そのまま集団として組織が存続されあらゆる困難をのりこえた。そして、^{つい}終に、連合会は昭和22年3月に取立を行っており、その後23年、25年と続けて取立を行っているが当初友子制度を封建的であると批判した引揚者や新来者の多くが逆に友子に取立られ構成員となって活躍している。このことは今日まで友子が存在する大きな要因であり注目されるべきことである。

その理由は何か。この地域は北炭系ではあるが他炭砒より遠く離れ、一家一山の気風が強く、義理人情が厚く、特別な娯楽も無くて炭住が集落されており、近所付合がひんばんで全山が家族同様に交際していたためではないかと考えられる。

そして特に注目されることは、新来者の多くが遠く故郷を離れ、知人縁者なき遠隔地に出稼気分働きに来たが、この地が気に入る将来共にこの地に永住し土になる決意をしたからであろうと推測される。このことは明治から大正そして昭和にかけて東北の農村より砒山に募集に来て入山し永住を決意して友子集団の構成員に成ったことと類似している。

友子制度とはいつごろどこで発生したかについては今日では正確に知ることは出来ない。今日の如く明確な規約が出来たのは明治末期以降であると云われている。それ以前は坑夫間で、口から口へと伝承によって伝えられて来たものである。だがその発生は慶長16年5月当時の金山坑夫が徳川家康を助けた礼として金堀師より野武士に取立られたのが、その発生源であると伝えられている。

その内容は各砒山で多少の相違があろうが、その一例を上げると次の由来書に明記されている。

「坑夫権利由来書

「金堀権利下賜其由来ヲ尋ヌルニ抑々人皇百九代後陽成天皇之御宇世上乱レテ如麻則チ千幕府徳川家康公合戦ノ砌り助力セシ其ノ功力トシテ権利下賜ヒシモノ也。則チ千慶長十五年大阪関東大合戦ノ砌り其名誉ヲ得ラレシ事我等ガ源祖也。昔時駿州有慶郡日影澤ト云フ所ニ金山アリ。此金山ハ世ニ珍シキ金山也。然ル所大阪方豊臣家ノ臣ニ真田幸村ト言人アリ。其ノ祖先ヲ尋スルニ真田昌幸ノ次男ニシテ兄ハ同苗大助ト言フテ関東ニテノ名将也。弟幸村十五歳ニシテ初陳シ川中嶋合戦ノ砌り上杉勢ノ一方ヲ敗リ敵首数十騎ヲ打チ取り父ノ許ニ帰ル。昌幸大ニ感心ス。是則チ真田幸村ニシテ豊臣家ノ軍師也。徳川家康公ト数度戦ヒノ末駿州日影澤ニテ関東勢遂ニ敗走シ、家康公走ル。此所ハ則チ日影澤ノ金山。私ニ隠陰スル所ヘ唯一騎馳セ来リ。大音ニ曰ク、余者関東大将徳川家康也。今度ノ戦ヒ敗レ落チ延ントスレ共身体終ニ極ル命ヲ助ケヨト宣フ。其時山中働ク共者唯忙然トシテ驚入タル斗也。然ルニ此所ニ竹中重忠ト言人アリ。其履歴ヲ尋ルニ先祖ハ竹中半兵衛重治ト言フテ元濃川苔提寺之城主ナリシ時豊臣秀吉公、織田信長公ニ仕ヘ未ダ築前守タリシ時、齊藤氏ト戦ヒ遂ニ齊藤氏亡ブ。依テ竹中氏ハ秀吉氏ニ仕官ス。其後数度戦功ヲ顕シ、天正五年病ニ依リテ亡ス。其子重忠氏ハ忠臣ハニ君ニ仕ヘズトテ濃州ヲ落チ延ヒ此ノ日影澤金山ニテ役儀ヲ務メラレシ時也。

然ルニ此重忠、君家康公ニ向ヘ、丁寧ニ禮ヲ述ヘ先ツ舗内ニ案内シ此所ニ安穩ス。此所ヘ真田幸村只一騎ニテ追ヒ来ラレテ曰ク、其所ノ非人共関東ノ大将徳川家康此所ヘ逃ゲ来タル。隠サズ引出シテ渡スベシト、大音ニ呼ヒ賜フ。其時重忠君ハ禮ヲ正シ言上ニ及ブ。此所ハ国家ノ大利益トスル国財ヲ堀出ス金山ナレバ非人ニアラズ。我々一命ヲ惜マズ。国家ノ義務ヲ果ス者ナレバ必ズ非人ニアラズ。然ルニココヘ軍人等ノ来ル処ニアラズ、ト返答ニ及ビ、幸村大ニ怨、汝等何程隠ス共目下望ニ一ノ洞穴有。該洞穴ハ唯日光ノ光ニラズ。是則徳川家康ノ日光ニシテ、此穴ノ内隠タル事理也。竹中曰ク、貴殿ノ御推察ハ理ニ似テ理非ズ。此ノ穴ノ内ニ日光ヲ顯ス事ハ不思議ニ非ズ。以前申通り国家ノ財寶ヲ堀出ス金山ナレバ日光ハ常ニアリ。如何トナレバ金堀ヲ以テ五光ヲ頂ク事理也。則チ舗口ニハ日本ノ神仏ヲ祈念シ、先左ノ柱ハ天照皇大神官、八幡大明神、稻荷大明神、右ノ柱ハ春日大社神山神官、不動明王十二本ノ布木ハ薬師如来ヲ表ス。表面三十六枚免板ハ天ノ三十六重子ヲ表ス。表面ノ化粧木ハ神前鳥居ト表ス。東水、壽西水、壽南水壽水ハ、世界ヲ形取り則シ見セント表ス者也。如斯ノ帝国神仏ヲ祈念シタル者ナレバ日光ヲ顯事理ナルベク。亦我々ノ着物ハ悉ク地球上ヲ形取り縫目ハ三百六十針ノ割合ヲ以テ縫ヒ仕上タル者也ト、恰モ辯説立板ニ水ヲ流ス如ク辯解ス。依テ真田幸村当然ノ理ニ当ル辯解ニ依テ然者今度ハ汝ニ譲リ置也ト言ヒ拾テ帰陣ス。之レ全テ家康公ノ運強ク舗内ヨリ出頭マシ曰ク、汝等余ノ命ヲ漸ク助ク、必ス天下掌握ノ砌ハ屹度褒賞スベシ、必申シ出ヨ、其判紙ヲ以テ山師金堀師ハ野武士ノ下置タル。既ニ世モ鎮成シテ慶長十六年五月十六日、御公儀様ヘ届出デ全金堀師ハ野武士ニ取立ラレシ者也。依テ右ノ権利有者トス。爾来維新後明治ト改元在リテ、廃藩置県令下賜成テ、金堀ノ二字ヲ廃シ、鑛業坑夫ト改称セラレ、明治元年始メテ鑛業法令発布相成シモノ也」。

かくて金堀師は野武士に取り上げられ、何人を問わず信義を重んじ、一朝不時の災害にはますます互いに助け合う約束を固くし、友子の盟約を結んだ。この結果、友子制度は全国に普及した。かくて、友子は明治初期に金堀師が坑夫と称され友子坑夫となったものと考察される。

「東照権現御遺書鉤山書五十三ヶ条宝巻」は友子存続の象徴となり、当時の鉤山法とも言われている。その内容について若干ふれてみると、次のように10点に要約される。

(1)初めの十三ヶ条は測量方法を図解しているが、次に(2)支柱方法について説明しており、(3)神事や祝儀に関することも定め坑内に死人が出て運び出す時坑道の中で念仏を唱えてはいけなと戒めている。(4)また磁石の磁針を見る時は磁石をよく北に合わせてから、わが顔を乗せて磁石をのぞき見るもので脇より見るときは大きく違ってくるから気をつけて見るように注意し、(5)さらに金山銀山銅山などの見分ける心得が書かれている。その中ではトッコ三右衛門という金堀の名人の業績と金山見分けの秘技について触れている。すなわち、この三右衛門は山の高みに登り4・5日もそこにおいて春夏秋冬の造化をよく探して、引割をみつめて、金堀りをしてきたものだと、書いている。(6)鉤山の用水排水に使う樋道管、樋道の技法が図解されているし、種々の山例、山法が定められている。

(7)喧嘩賭博等の禁止、非道があつて難儀に会ったら目安箱に訴状を入れる事、(8)金銀を隠密に売った者を知らせたら褒美を取らせる事、(9)人殺しは御山法の外のことで死罪の事、同僚の坑夫をさそつて山から逃げ出した者の耳鼻を取つて山から追い出す事、(10)刃物を持って喧嘩した者は縄を掛け小鬘を剃つて追山の事などを中心にして三十八ほどの罪則規定が書かれている。最後に天明5年乙巳正月吉日、南部四角岳支配中拝写、赤穂満矩となっている。

このように「宝巻」を要約すると、友子制度は徳川時代の金属鉤山でおこなわれていたものが炭砒まで広げられたのであり、(1)親分子分関係を結び、(2)技術の熟練を習得するための制度として発展するのであった。又友子制度が搾取形態に規制されながらも、友子制度のもう一つの側面は親分子分という小家族主義的によって強く結びつけられているので労働者の相互扶助という側面と併せて、労働力の流出防止にも重要な役割を演じてたのではないかと見なされる。

北海道の友子制度は幕末から明治維新にかけて最初の場合において秋田、新潟、岩手等の金属鉤山でおこなわれていたものが道南の硫黄山に伝わったのが始まりである。炭砒では茅沼が最初であると言われている。それが幌内に入り北炭に拡ったものといわれている。

開拓当時の炭砒での労働力は囚人鉤夫が主であったが、明治27年にその制度が全く廃止されて、財閥資本の炭鉤になると当然新たな坑夫募集が行なわれた。資本は便宜上親分肌の人物を求めて、その親分の出身縁故関係等によって坑夫募集がなされ、東北農村より特に多く応募され、友子の飯場に収容されて渡利友子として組織化されたのである。その出稼労働者は飯場につき親分子分の従属関係が必然的になり、一家的情愛関係のもとで一人の鉤夫として取立てられたのである。他方、結婚して家族を持つようになると、坑夫は永住し、自坑夫中心の友子制度を設立する。ここに渡り友子と自坑夫友子は一山の連合会を発足し、取立式をも一山単位で行う

ようになる。

友子という起源は坑夫が互に固いきずなで結ばれ、盟友の大家族主義を絆とする。すなわち、鉱夫の生活はその団結力で守られる。坑夫は友子として相互扶助して地域に根づこうとする。友子はケガと弁当は自分もちと云われた悲惨な坑夫の運命から自分を守るとするのに組織を作った。肉親の親子という擬制関係が友子制度の草の根である。したがって、友子制度とは親分兄分子分という情誼的人間関係を基盤として坑夫が自主的に組織した相互救済組織であり、と同時に職能民としての側面、つまり、技術指導を目的とした同職団体組織でもあった。

こんなウソのような話もある。ある男が坑内で落盤にあった。付近に働いていたものたちが助けにとんで集まる。そしてまず下敷きの仲間いきく、「奴はどこの友子で親分はだれな人や」と、これに男が答えて「この男は友子に入ってないんです」と云うと、「ああそうかいそれなら構ってもしようがないなぼつぼつやろうか」となって散ってしまう。この話は笑話ではない。友子同士は仁義は堅いが、友子以外のものにはハナもひっかけないという友子気質の例である。

交際坑夫には渡利坑夫と自坑夫の別があり、その起源区別について次のように種々の説がある。

一説には徳川家康の命名なり、といい或いは出身国別であるとも云われているが、渡利坑夫は熟練労働者が多いと云われ(坑内作業が複雑化し経験を必要とする)、有利な坑を求めて移動をするので渡りと言われる。この渡り坑夫は終世純粋な坑夫で、決して二足のワラジをはかないもので、何処へ行っても一人前の坑夫の待遇をうけることから、親分と兄分に相当する依母兄をもっている。更に、渡り坑夫は親分の外に依母兄に対する扶助義務を課せられている。

他方、自坑夫は地坑夫と云われ、一家的情愛関係のもとで地域共同体との結びつきが多いと云われて坑夫になっているが、時々職業を変えることも許されると云われている。自坑夫は親分と兄分をもっているが、渡利坑夫程の拘束力はなく自由の様である。

渡利坑夫は名乗り(仁義)の際は、「何国の産」というが、他方の自坑夫は「何国の住人」といって相違する。

友子組織についての最大の特異性は友子の構成員(取立式で取立てられてから)になって以来の年数が最重視され、あらゆる構成も運営もすべてこれを基調として成立しているということである。元来地下労働者は他職業には見なれない特質をもっている。例えば「宝巻」には金銀銅の売り方について定めてあるが、一昼夜働いて110貫より150貫までは堀分として御公儀に三分で山師が七分の取り分と決めている。従って鉱夫同志は農業商工従事者に較べてその経済力に大きな相違が認められず極わめて同質的であったし、階級性も無く仲間的である。このような大同小異のもとでの坑夫の共同生活では年令や能力(技術)に重点がおかれて差別するようになったのではないか。しかも鉱山では作業技術自体が秘技の伝承に依存したのみならず、友子の運営についても規約等が明確化されておらず、口から口への伝承により習慣として伝えられたのであった。規約等の明文化についても手元にある資料では明治末期のものであり、ことに形式主義的に伝統を尊ぶ友子においては新たに友子に取り立てられた者に対する教育につ

いても大変なものであった。仁義の切り方、また坑内でのしきたり等々神仏奇談に関する伝説伝承が数多く伝えられ、これらを知る古老の権力は当然で大きく、幅をきかず結果が生れたのである。

例えば坑内では口笛を吹いたり、手を叩いたりすることは厳重に禁止されている。これは坑道では山の神がガッシリと天井を支えているため、安全に稼行することが出来るが、もしも口笛を吹いたり、手を叩いたりすると、山の神が喜び天井を支えている手が弛んで、往々にして落盤陥没等の災害が起るからだといわれる。坑口より坑木三本目以内において大小便等の不淨をすることは固く戒められている。これは坑口より入って左側一本目の坑木は、天照大神宮、二本目は八幡大明神を、さらに右側は春日大明神、二本目は山神宮、そして三本目は不動明、また三本目までにかかっている天井の布木は薬師如来で、同じ両側に張ってある矢木は天の三六童子を表すものとされ、これらに対する不敬をはばかるからである。

坑内で怪我人、死亡者を出した場合は坑口より三本までの坑木を新しい藪で巻き掛っている掛札や御幣を取りはずした後に運び出し、その時誰か先に立って槌とタガネの頭を叩きながら出さなければならぬとされている等々数多くの慣習と仕来りがあった。

最初はこの様なことを学力もなく富にも恵まれない新来者には全く知られていない伝統の世界である。しかし、新来者が友子に取立られることによって親方、兄分、世話役等から世話を受けて坑夫として道を歩み、はじめて教えこまれることになる。

しかし、坑夫に取立られその構成員になるためには一定の年数とその資格が重要なものになってくるし、友子構成員の一員として認められるためには取立という厳格な儀式が行われる。

取立される新来者は昔は自坑夫で十五才以上、渡利坑夫で十二才以上とされており、女子を含まず採鉱夫、支柱夫、手子等の間にのみ限られ、運搬夫、選炭夫等非熟練者ならびに坑外夫は原則的に排除されているが、大正に入ってからそのようなことはなくなったようである。

一人前の坑夫になるのには三年三月十日とされている。三年は鉱山のため、三月は親分のため、十日間は以母親（兄分）のために奉公して一人前となる。一人前とはタガネ、セツウで発破孔を自由に掘ることが出来るもの、また支柱やタガネ焼きなどの技術を会得したものをいう一種の尊称である。従って修業時代は堀子または新大工とよばれ、友子に入っていない坑夫は村方とよばれ、差別待遇がなされたと言われている。この修業期間の間は原則として他鉱への移動を禁じられ、親分と兄分等に付いて技術を学ぶのを原則とする。切羽では先山と後山を組み、槌組を組織する。この修業時代に新来者は親分、兄分から共同生活に必要なあらゆる方面にわたって生活指導を受け、あくまでも一人前の坑夫として扱われずに親分の身の廻りの世話や友子の葬儀の手伝等々小間使のようなものとして扱われるのである。

取立が行なわれるにあたってはかなり長い準備期間が必要であり、各山の大集会でこの問題について議題として論議がされ、更に連合山で行う場合には連合山の集会で各山の意向を充分参酌して決定される。何月何日に取立を行うと決定されたなら、取立一際を取りしきり責任を持つ世話人が選出される。この際、友子の中では自坑夫の前任世話人を鎚分、その他を世話人

と呼び、渡利坑夫の前任世話人を大工、その他を堀子世話人と称し、3名～4名程選ばれる。それに共なって諸役が割当され取立式の準備が進められる。

そのうち最も重要なのは取立られる新入者に対する親分、兄分の人選である。この新入者に対する親分子分の組合せは主して大工、鋸分世話人の手によって行われ、この場で、親分は「自分は酒を飲まない子分をたのむ」とか「元気のある奴を持たせてくれ」などの注文をつけ、他方、親分に対して子分から「俺の親分はこのような人を」と要望され、又は「某さんをたのむ」など親分を望む場合もあり得る。

組合せについては出来得る限り、皆んなが納得するような人選を行なうため、世話人の苦労は大変なものであった。しかも世話人が決めた組合せについてはその内容を事前に発表するとトラブルを起す場合もあり得るため、当日まで未発表でいるのが普通である。しかし編成表が出来上ると、有力老母役員又は山中立会人に事前に了解を得て組合せが決定される。

取立式に要する費用については新規に親分兄分子分に取立られる者から一組幾等と決定し、徴収する。さらに一般構成員よりも祝儀金として若干の金子を頂く。その集めた金銭により取立式の宴会が行われるのが普通であり、その大半は酒宴に費されであり、その他は面附書きなど雑費として使用される。

取立ての当日となれば証人として浪人立会、客人立会、連合山立会そして隣山立会、当山他友子立会、老人立会、山中立会、当山諸役立会等の立会が集まり、式中異議なく且つ万事とどこおりなく進行させるための挨拶を行う。この席ではじめて取立てられる親分子分兄弟分の名前が書面で発表され、各立会者の承認が求められるのである。その場合、親分の資格に関する事柄等については綿密な調査が行なわれ、異議のない事を確認されてはじめて行事は次の式場に移る。取立式の式場は劇場や小学校などを借用して行われる。正面には天照皇神宮、周囲には春日大神宮、八幡大神宮山神宮と神位が祭られ、ヤオヨラズの神々照覧の下に行われる。更に「宝巻の巻物」「タガネ」「セットウ」「にらみ魚」「米塩御神酒」等の供え物が据えられ、各立会並に頭役幹部立会が座につき、着席が終了すると世話人代表が取立式を挙げる旨挨拶をする。そして、式がはじめられ、先ず改の盃が行われる。これは供えてあった神酒に毒が入ってないかどうかについて改めるもので、普通客人立会者が改める。面附に書き上げられた順序にしたがって呼び出され親分は向って右側に左側に子分が向い合って席につく。その際、親分の出生年数が一年でも一日でも早い者が上座につき、此の順が間違いであれば問題が起る。その服装はなかなかやかましい。立会の親分衆は正装が標準とされ、他方新しく取立てを受ける子分は定められた服装はないが足袋をはくことは禁ぜられている。洋服の際はネクタイやボタンをはずしておくことを求められる。着席が終ると、親分子分の盃の飲み交が上席より順次行われる。飲み交しに用いられている容器は結婚式用の雄蝶・雌蝶といわれるものである。これを世話人が神殿に供えてあった神酒を入れる。その神酒には昔は本当に親分が小指を切って血をしぼり出し、これをまぜて子分に飲ませるものと言われていたが、現今ではそのようなことはなく、変りに塩を若干入れる。盃を飲み交す時点で世話人が子分の頭上で巻物、セット、タ

ガネを廻しきよめを行う。

親分から子分へと盃をもらうと、そこで始めて親分「何処国の産何某殿子分何某本日をもちましてめでたく出生致しました。今後もよろしくお見知りおきの上引廻しのほどを…」となって手打ちを終る。これで親分子分の関係が成立する。兄分弟分の盃も大体これに準じて行われるが、自坑夫の場合は子分一人に必ず兄分を付けなくともよく、総兄分制をとることもある。

此の場合費用の関係もあり、二十組から五十組位の組合せがある。そして坑夫として取立てられる盃が終ると、結びの盃が行われる。この盃は改の盃と同じで無事に盃が終了したことに喜びをこめておさめるために行うもので、客人立会者等が行うものである。この客山立会者には戦前は主として会社のヤマの責任者（炭鋤長）が呼ばれている。戦後は会社代表と合せて労働組合長も名をつらねている。儀式万端が終了すると、酒宴に入り立会者や役員幹部世話人の一同は互に労をねぎらい、友子が新たな繁栄をもたらされることを祝いあうのである。

新に取立てを受けた子分は自分に定められた兄分に引率されて親分の家をたずねる。そこで取立てられた子分の友子は親分の妻や子供また身内の者に引き合わされ、扇子や子分の出生を祝うための品物をうけ、友子の一員たることを証明する各立会者世話人の捺印した取立免状を与えられ、ここではじめて一人前の坑夫としてみとめられる。

では昭和 41 年に登川で行われた取立式の順序について次に記す。

二章 昭和 41 年友子の取立式——親分・子分関係の成立

取立式順 尚取立式の会場には女の入場は認められない

- 一 客人接待
- 二 世話人の挨拶
- 三 面附の検閲
- 四 平面附の検閲
- 五 会場の検閲
- 六 客人立会者会場案内
- 七 開会の挨拶
- 八 改の盃
- 九 登川楓渡利兄分舎弟分の盃（堀子面附）
- 十 登川楓自坑夫親分子分の盃（鋸分面附）
- 十一 登川楓自坑夫兄分舎弟の盃
- 十二 登川楓渡利親分子分の盃（大工面附）
- 十三 結の盃
- 十四 新大工総兄分選定の盃
- 十五 閉会の挨拶

友子取立免状について示す。以下の内容が取立面附となる。

渡利友子取立面附

山例五十三ヶ条抜書申渡シノコト

- 一、金格子破リハ勿論指定外ヲ堀ルベカララザコト
- 一、留木根堀リ及危険場所堀ルベカラザルコト
- 一、鑿先取ル事鑿角送ルベカラザルコト
- 一、四ツ目格合四ツ柱ハ四ツ留ニ結フベシ但シー尺六寸ニ榑矢ヲ入ルベシ
- 一、金格子祝七五三ニ卷クベシ

四ツ留名前

- 一、左正面柱 天照皇大神宮
- 一、右正面柱 春日大神宮
- 一、左二本目 八幡大神宮
- 一、右二本目 山神宮
- 一、左三本目 稻荷大明宮
- 一、右三本目 不動明
- 一、布木 薬師如来
- 一、三十六枚ノ矢木ハ天ノ三十六童子形取りタルモノ也
- 一、兄分 福岡産 阿部 繁雄殿
- 一、親分 福嶋産 八木田徳太郎殿
- 子分 本道出生 谷山 養助
- 一、兄分 宮城産 日野 一男殿
- 一、親分 新潟産 杵淵 竹治殿
- 子分 本道出生 渡辺 長治

以下兄分親分子分の組合せが順に書かれている。

浪人立会

客人立会

- 登川鉦楓主任 西田 重勝殿
- 登川鉦事務主任 南川小四郎殿
- 登川鉦労務主任 小栗幸太郎殿

登川隣山渡利立会

- 秋田産 柿崎 良藏殿
- 秋田産 井上勝次郎殿

楓自坑夫立会

- 加賀国住人 寺下 八藏殿

羽前国住人 東海林幸善殿
 老人立会
 新潟産 畠山友次郎殿
 山中立会
 秋田産 野村 園治殿
 大当番立会
 本道産 佐藤 勇亀殿
 秋田産 竹林 竹治殿
 箱元立会
 秋田産 佐藤仁太郎殿
 飯場頭立会
 越中住人 蓮沼竹次郎殿
 宮城産 阿部常之進殿
 堀子世話人
 秋田産 進藤 佐市
 秋田産 奥山 秀吉
 大工世話人
 秋田産 柿崎三次郎

右之者当山ニ於テ永々勉強罷在候処勉励之廉不尠依而今般山中一統協議之上坑夫ニ取立候條
 何処諸鉞山諸工事ニ回寄候節ハ宜敷御誼ノ程偏ニ奉懇願候也

昭和八年八月十五日

北海道石狩国夕張郡楓鉞

渡利友子一同

大日本帝国

諸鉞山諸工事^{同盟}御中
友子

千 鶴

萬 亀

自坑夫取立免状

一、親分 本道住人 阿部 東吉
 兄分 本道住人 加賀 恒雄
 子分 本道産 吉田 建朗
 一、親分 本道住人 鬼柳慶次郎
 兄子 相模国住人 宮松栄三郎
 子分 秋田産 吉田 永吉

以下同じ

- 一、浪人立会
- 一、客人立会
- 一、聯合山立会
 - 陸奥国住人 中谷彦四郎
 - 陸奥国住人 条田勘四郎
- 一、隣山登川自坑夫立会
 - 近江国住人 川部 松治
 - 岩城国住人 山内 進
- 一、当山渡利立会
 - 陸奥国産 福井 情造
 - 越後国産 矢田 辰夫
- 一、当山渡利飯場頭立人
 - 岩手産 沢口仙之函
- 一、老人立会
 - 岩城国住人 加藤喜代治
 - 陸奥国住人 田中 司
- 一、山中立会
 - 本道住人 大場 義信
- 一、箱元立会
 - 武蔵国住人 金沢晴一郎
- 一、大当番立会
 - 本道住人 照井 寅造
 - 陸前国住人 郡山 春治
- 一、飯場頭立会
 - 越中国住人 古瀬幸太郎
- 一、飯場立会
 - 本道住人 三上 富雄
- 一、中老立会
 - 本道住人 木村 久一
 - 本道住人 山橋 武雄
- 一、鏈分
 - 越後国住人 田巻省四郎
- 一、世和人
 - 本道住人 加賀 恒雄
 - 本道住人 松本 繁隆

羽後国住人 加藤芝之助

右子分之者平素品行方正職務勉勵スルヲ以テ友子一統ノ確認スル処ニ成リ茲ニ於テ今回坑夫ニ取立出生致サセ候間爾來諸砦山ニ立寄ノ節ハ何分共宜敷御交誼之程偏ニ奉希望候也

昭和二十八年五月十一日

夕張市登川

楓炭山

自坑夫一日

日本諸砦山同盟

友子各位

御中

千 鶴

萬亀

更に昭和十一年五月十二日の登川自坑夫取立免状によると末尾に次の出生条例が附言されている

三章 友子の出生条例

第一条

当山ニ於テ出生ヲ為セシ坑夫タルモノハ平素能ク其職親ヲ父母ノ如ク敬ヒ貴ブベキモノニシテ必ズアタカモフソンノ集動スルベカザル事

第二条

当山ニ於テ出生ヲ為セシ坑夫タルモノハ三年間ハ如何ナル事情アリト雖モ他ニ行キ義務ニ背ツ可カラザル事 但シ自身ノ病氣又ハ父母ノ病氣及徴兵適齡ニ相当シ止ム得ズ暇ヲ請フ場合ニ於テハ病氣ハ医師ノ診断書ヲ要シ徴兵召集ニ付テハ通知書ノ確然タルモノヲ証明スベシ

第三条

今回出生ヲ為セシ免状ハ実行シタル事ヲ各自ニ示シ而シテ三ヶ年間鏈分ニ於テ其ノ職ニ就クヤ否ヤヲ看シ為メ預リ置キ前条但書ノ場合ニ至リテハ之ヲ奨フル者トス

第四条

職親ヲ輕視シ其ノ道ヲ尽サズ又怠慢シテ職業ヲ脱走ヲナシ他人ニ迷惑ヲカクルモノハ免状ヲ取り消シ之レガ云々ヲ明記シ諸砦山ニ通知シテ其ノ職業ヲ停止スル事

第五条

前各条ニ抵触シタル者ハ他山立会ヲ要セズシテ整理及世話人ノ熟議ヲ以テ免状ヲ取り消スベキ事

右之条々確守可致候也

右之者当山ニ於テ永々勉強罷在候処勉勵之廉不勘依而今般当山一統協議ノ上坑夫ニ取立候何

処諸山諸工事ニ回寄候節ハ宜敷御交誼ノ程偏テ奉懇願候也

昭和十一年五月十二日

北海道石狩国夕張郡登川鉱

自坑夫友子一同

大日本帝国

諸鉱山諸工事同盟友子

御中

千 鶴

萬 亀

となっている 以上

友子の運営については規約によって運営されているが、前述の通り規約が出来たのは明治末期で、それ以前は口から口へと伝承し運営をされて来た。ここでは北炭真谷地炭鉱登川坑＝楓炭硯自坑夫友子にのこされている記録より明治末期の規約と昭和初期の登川自坑夫と昭和30年代の楓渡利友子の規約を参照することとする。

これにより次のように具体的に友子制度の概要が理解することができるようになると考えられる。

四章 明治四十四年改正誓約

楓炭硯自坑夫友子

第一条 明治四十四年一月規約ヲ改正シ本規約ニ違犯シタル者ハ規約ヲ履行シ之ヲ実施スル事

第二条 奉願帳持余シテ登山ナシタル浪人ニハ金三十銭但シ附合料ヲ含ム、之ヲ救助スル事

第三条 寄附帳持余ニテ登飯ナシタル浪人ニハ附合料共金二十銭ヲ救助スル事

但シ交際人増減ノ時ハ第二条同断

第四条 浪人登飯ノ時ハ金五銭附合料トシテ贈与スル事

但シ交際人増減ノ時ハ前条同断

第五条 不具者登飯ナシ隣山エ護送ノ節ハ無給料ニテ廻当番之ヲ送ル事

第六条 友子ニシテ交際費不納ナシ三ヶ月ニ亘ルトモ尚納メザル時ハ其旨各鉱山ニ回章ニ及ブ事

第七条 当山中規則トシテ大当番に毎月金五十銭ヲ手数料トシテ給スル事

第八条 友子疾病者ニシテ三週間以上ニ亘ル者ニハ友子一人ニ付金十銭宛テ救助スルコト

第九条 友子就業中負傷ナシタル時ハ一週間以上二週間迄ハ金五十銭二週間以上四週間迄ハ金
一円五十銭四週間以上一ヶ月ハ金二円を見舞金トシテ給与スル事

第十条 就業負傷者ニシテ札幌又転地病院治療中ハ一日金十銭ヲ見舞金トシテ給与スル事

但シ二ヶ月迄ニ亘ル時ハ友子一人ニ付白米二合五勺宛テ徴集スルコト

第十一条 友子死亡ノ節ハ金二十銭白米一升其家族ニシテハ死亡時ハ金二十銭但シ三才以上十三才迄ハ金十銭三才以下百日以上ノ子供ノ節ハ金五銭ヲ香典トシテ給与スル事

第十二条 友子死去ノ際ハ山中一同休業ノ上葬送スル事但シ家族ノ時ハ一当番ヨリ五名宛ヲ手伝トシテ見送リスル事

第十三条 集会プレヲナシ欠席ナシタル者ハ金十銭ヲ科料トシテ徴集スル者ナリ

第十四条 交際者ニシテ当山ヲ退山スル場合ニハ金十銭ヲ餞別トシテ贈与スルコト

第十五条 明治四十四八月二十九日集会ノ上山中用向キニテ他山ニ出張ノ時ハ一日日当トシテ金十銭給スルコト

追加 区長給料満六ヶ月勤続者ニハ金一円給与シ六ヶ月未満者ハ無給養ノ事

交際者疾病ニ罹リ転地治療又ハ三週間以上休業ノ時ハ友子一同協議ノ上友子一人ニ付一ヶ月金十銭給与スル事アルベシ

登川鉦自坑夫友子規約

第一条 当山中を登川鉦自坑夫友子と称す

第二条 当山中友子は登川鉦内並に市街地在住の者を以て組織す（他に居住するも妨げなし）

第三条 当山中友子交際所は〇〇飯場に置く

第四条 当山中は夕張鉦業所連合委託事務所に属す

第五条 当山中の記録は大集会の決議を経るに非ざれば之を変更することを得ず

第六条 当山中に左の役員を置く

- 一、老人 一、老補 一、大当番一名 一、箱元 一、評議員 若干名
- 一、当番頭一名

第七条 老人並に老補は山中の相談役となり、大当番箱元は山中一切の事務其の他を総理するものとす議員及び当番頭は大当番並に箱元の命を受け山中の要務遂行伝達報告集金其の他万事をなすものとする

第八条 役員の任期を左の通り定む

- 一、老人並に老補は無期限とす
 - 一、大当番並箱元以下は六ヶ月満期とす
- 大当番以下は大集会の決議により之を選出任命す

第九条 当山中は坑夫友子の道を守り傷病変災その他の際に相互扶助するを以て目的とす

第十条 前の目的を遂行するため左の諸項を設く

- 一、山中友子にして不時の天災に罹り一時三人の死亡者を出したる時は全般交際者一人割当金五十銭也を徴収の上之を按分なし弔慰す
- 一、交際者にして死亡したる時は全般一人宛金十銭白米一升を徴収の上弔慰す
- 一、家族にして七才以上のもの死亡したる時は金五銭白米五合宛を七才以下出生後百日迄のものは金三銭白米五合宛を生後百日に満たざるものは単に山中より香料として金二円也を

弔慰す

一、右何れも不幸の際願出に依り山中より左の人員を当番として手伝う

支配者死亡のときは 六名

家族十五才以上 四名

十五才未満百日迄は 三名

百日未満 二名

但し手不足のため特に願出た時は事情により此の限りに非ず

右当番は箱元宅より山中の絆天を着用し山中旗を持参の上送葬の際使用するものとす

一、不幸当番は老人老補及現役員を除くの外順番に行うこと

但し役員は満期後二ヶ月は之を免除す

一、交際者にして不治の傷病に罹り将来労役に堪えず自活し能わざるものには事情に依り一同協議の上奉賀帳寄附帳を作製したる場合は山中より補助金として左の金額を給与す

奉賀帳 五円也 寄附帳 三円也

一、交際者にして傷病又は天災に罹り自活し能わざるもの有る時は一同協議の上救助すること

一、交際者にして傷病其のため休業一月以上には月毎に見舞金として金一円也を贈与し又十五日以内は交際金半額納入するものとする

一、傷病のため入院したる時は山中代表者見舞を行うこと

一、傷病のため重態にして特看護人なきため願出たるものにして事情得止ざるものと認めたる時は付添当番を貸与すること得（但し付添当番には弁当料として金八十銭を給与す）

一、傷病にして休業六ヶ月以上に亘りたるときは一同協議の上救助す

一、交際者にして兵役のため入隊する時は餞別金一円也贈与し又山中代表として役員見送に出ること

尚留守中事故生じたる場合は凡て山中に於てこれを処理するものとす

一、隣山等より奉願帳寄附帳廻送された場合は一人宛金十銭を与うる事

一、浪人登飯の際は一宿一飯限りとし交際金は金十銭とす

但し願出により事情得止ざるものと認めたる三日以内の帯山をなさしむることを得傷病に罹りたる時は一旦協議の上処理す

一、浪人宿泊料は一宿一飯金七十銭と定む家族にて十五才以下五才まで半額とす

一、奉願帳並寄附帳に対し特別交際料は左の通り定む

送奉願帳は金五十銭也寄附帳金三十銭也

一、交際者満二ヶ月以上居住したる者にして都合上退山許可したるもの餞別金十銭を与うる
こと

第十一条 当山中友子は交際金として月々経費精算にて割当されたる金額を納入するものとす
但し老人老補役員及傷病者其の他一月内三週間以上休業したる者は免除す又役員にして満期

後二ヶ月は之を免除す

第十二条 当交際者に傷病全快死亡其の他一切の諸届を要するものにして速に届出ず之を怠りたるものは規定の救助又は其の他の方法を講ぜざることあるべし

第十三条 交際者にして交際金三ヶ月以上不納したるものは如何なる事故発生あるとも山中に於て一切救助又は他の方法を講ぜず或は除名することあるべし

第十四条 当山中に交際せんとするものは積立金として金五十銭也を積立なすこと 登飯者就職したる際はその月の交際金並に積立金を納入するものとす但し積立金は退山届出の際は之を払戻すもとす

第十五条 当山中大集会若しくは臨時集会または役員会の際は金一円を贈与するものとす

第十六条 当山中に友子取立挙行の際は世話人に対し山中より金五円也を補助すること

第十七条 当山中交際友子にして徒義上許す可からざる行為ありたるものは交際友子を除名することあるべし

楓渡利友子規約（昭和三十三年）

第一条 本会は当山在住の砥夫を以て組織し交際会と称す

第二条 本会の事務所を当山砥夫交際所に置く

第三条 本会は会員相互の救助を主とし兼ねて風教の改善労働の態率増進人格の向上等を期するを以て目的とす

第四条 本会員は交際金不幸金の徴集に応じ会員並に其の家族の死亡其の他会員病傷看護は勿論の事浪人送り等の当番として出役する義務あるものとす

第五条 前条の義務を完全に務むる者は友子として受くべき一般の権利を有する者とす

第六条 本会の会費を左の方法により徴収する

- 一、交際金二一般寄附金但し交際金は毎月大当番箱元及び各区長立会の上其の月の消費額を決算し各会員より区長之を徴収す

第七条 本会に左の役員を置く

- 一、老母二大当番三箱元四区長 大当番は会務を総理し又箱元は会計を担任し又区長は大当番の命により各区内の事務を掌る

第八条 本会員にして友子年数三十年に達する者は老母とする但し満三十年以内にして相当人望有する者は大集会にて推薦決定する事が出来る老母は不幸金の外諸費を免除す

第九条 本会の集會を下の通り定む

- 一、定期大集会年二回開催 会計の報告役員の改選其の他重要な懸案を議決する
- 二、臨時集會は必要に応じて開催す
- 三、役員会は老母大当番箱元飯場頭各区長を以て開催するものを役員会と云う但し役員会の区別を明確にして役員の記録に順ずること

第十条 選挙にて当選したる役員は老母飯場頭の外は記念品として平等に一人当り二五〇円か

ら三〇〇円を贈呈す

第十一条 当山に登飯せし浪人は一泊と定め平浪人附合金一金〇円と定む浪人宿泊料を一泊金〇円と定む送り奉賀帳及寄附帳持ちの汽車賃は其の者の負担とす但し其の当番の費用は連合山より負担す

第十二条 本規約を訂正し又は増補せんとする場合は役員会に於て審議し大集会にて会員の三分の二以上の賛成あらざれば訂正するを得ず

第十三条 他山より当山に来働し当山中の交際を望む者は確たる証明を添付の上其の旨大当番に届出べし大当番は次回大集会又臨時集會に必ず提出して之を審議す道分者の無交際期間の半分を引き残り年数を一ヶ年に対する金額道分金を取ること道分を一部役員で決定せざること必らず大集会又臨時集會に提出して審議すること交際所なき所に在任せし者は一ヶ年額の手数料として徴収すること

第十四条 本會は独立又は連合にて取立式を行う其の大工世話人を大集会又臨時集會に於て銜衡し大工世話人は堀子世話人を自身選出すること新大工引渡しは世話人連名書にて山中に引渡すこと

第十五条 仏參者は毎月仏參金を一金一円宛箱に積立ること十円を積立てたる者は仏參することを許可するものとす

第十六条 立會費は左の通り定む

一、当山渡利独立取立立會一金一円 二、当山自坑夫立會一金一円 三、連合山取立の際に立會〇円 四、登川渡利独立立會一円 五、仏參金立會当山立會一金一円 六、仏參立會登川立會〇円

仏參立會取立立會に派遣する立會者は友子年数五年以上の者とす

第十七条 本會員にして克く其の本分を尽し尚特に功勞有る者は之を表彰す表彰者選定は役員會に一任すること

第十八条 本會員にして公私病の爲休業する者は速かに區長を経て願書を以て大當番に届出べし但し全快の時も同じ此の場合休業日三十日に及ぶ者は交際金並補助金の徴収を免除す

第十九条 本會員にして年令十八才未滿の者は當番を免除す

第二十条 本會員にして病傷のため看護を要する時は其の旨願出ずべし看護當番として昼は一名夜は二名以内十日間迄附す十日間を過ぎるも尚要する時は願により役員會議を経て之を決定する

第二十一条 本會員にして傷病の爲夕張病院に送る可き當番を願出する時は一回付き一名以上四名以内を出役せしむ其の汽車賃は三等往復の料金を箱元より支出するものとす

第二十二条 會員公私病の見舞金は三〇〇円とし左の日割を以て支給する

一、公傷は三十日毎に三回迄追願は三十日毎に三回迄す

二、私傷病は三十日毎に三回追願は三十日毎に三回迄とす尚追願を受くる者は一回毎に願書を提出するものとす特別追願は公私傷病共に六十日毎に三回迄支給す尚特別追願も一回毎に

願書提出するものとす但し大集会臨時集会を通過せし者のみ出生帳に記入せし新大工に不幸金銭を支給すること一般不幸金は取立式一ヶ月後に補助交際金の全部を徴収する

第二十三条 会員及其の家族の死亡届である時は不幸金徴収し香典として呈す其の割合左の如し

会員死亡の時金二〇〇〇円家族死亡時金一〇〇〇円満月死産迄但し登川楓一円の居住は同一家族と認む其の他市内居住実父母は半額とする尚交際人三人以上の時は二名分支給す

第二十四条 会員患者にして特別追願三回に及ぶも尚全快なさず稼働出来得ざる者は診断書相添え大当番迄願書を提出すべし大当番は直に臨時集会召集し評決の上寄附帳又は奉賀帳を回送するものとす但し隣山立会を要す

第二十五条 会員死亡の時は山中より役員が代表として会葬せしむ但し此の場合当番借用願いある場合は次の項とする小人死亡の時は午前中一人送当番二名以上四名迄大人死亡の時は午前中二人送当番四名以上六名迄本人死亡の時は午前中三人送り当番四名以上八名迄

第二十六条 当番を命ぜられたる者は弁当を持参して行くこと酒食を受くるべからざること指定時迄行葬儀の終了する迄は其の任務を確め相守るべきこと前役員と云えども当番に出役すること当番手当一名五〇円とす

第二十七条 山中より当番を命ぜられしも出役せられぬ時は其の理由書を書いて大当番迄提出すべし

第二十八条

- 一、救助を受けて品行不正なる者
- 二、交際金三ヶ月不能とする者
- 三、箱金を横領又は費消せし者
- 四、交際金補助金を費消せし者

右の項に該当する者は大集会又役員会議の上除名することある

第二十九条 前条外平素行い悪く口論暴行をなし風紀錯乱をなす会員には役員会に於て徴罰説諭員選定し其の品行及人格の向上を誘導するものとする

第三十条 本会員にして徴罰三回に及ぶも尚改めざる者は大集会の評決を経て廻状除名の処分を行うことあるべし

第三十一条 本会員にして従来各別々に二重生活をなしたる者が家計都合一大家族として生活をなす時は速かに大当番に届出すべし其の届書は一大家族又同居人等明確にして申告すること但し如何なる事情あるも届出なき時は一大家族内に二名以上の交際人あるも不幸金は山中の認めたる一人分を支給するものとする

第三十二条 本会員にして退山届提出する者ある時は左の餞別を呈す

- 一、現役員 二〇〇円
- 二、平会員 一〇〇円

第三十三条 役員任期中は当番を除く外費用の徴収に応すべし

第三十四条 各集会の費用はその都度箱元より支出すること

一、初集会 二、定期大集会 三、臨時集会 四、役員集会 五、其の他の集会

第三十五条 集会成立

一、時間外のこと 二、時間外の者は異議なきものとす 三、首鶴飼は公集会式に行うこと 四、発言する者は議長の許可を受けること 五、暴行口論する者は議長之を退席を命ずること
以上

以上が友子の規約である。それによると友子の目的は坑夫友子の道を守り、傷病変災その他相互扶助するとあり、更に風紀の改善、労働の能率増進、人格の向上等を期するをもって目的とすると定めている。その運営については役員（当役と云う）の箱元及大当番を担当係として行なわれるのである。勿論先にもふれた通り、友子の構成は出生年数が最優先されるものであるから、これら当役も役付、元老の監督下にあり、諸行事、物事について知り得ない場合はこれら元老の指導を受けるものである。唯普通の場合は、これら当役は飯場頭よりその教を乞うものである。箱元は老母直前の者である。他方大当番はある程度年数を経た者の中から大集会にて選ばれる。

箱元とは友子の運営に必要な山中規約人名簿、記録、交際金受取簿等の諸帳簿その他雑入の箱を管理するが故に生れた名称であり、庶務会計を司るのを任務とする。箱とは木製手づくりの簡素なものでその申送も立会人を立て大変厳格なものであった。

大当番とは友子諸行事の具体的な執行者であるが、実際には箱元という。大当番と箱元の職務は分担されているがすべての事は両者の合議によって行われているところが多いとされる。その仕事は普通金銭の出納、他山友子との連絡、客人の応接または友子構成員及家族に死亡が発生したり、或いは本人が傷病等なんらかの事故が発生した場合の救済方法の決定を行って、あらゆる方面に及ぶものである。

このため大当番、箱元は各地区に居住する区長（当番）或は新大工等を有効に使用することになっているが労働の片手間ではきわめて骨の折れる仕事であった。

飯場頭とは明治～昭和初期にかけて 会社の独身寮的な設備のない山奥にある鉱山において独身者を新規採用した場合に宿泊し生活するところで、会社より住宅を借用して友子組織がその運営をなし、労務供給をなした飯場の責任者である。しかしもっと大切なことは友子交際所として浪人客人に対して遇することであり、主として元老級がその役に当る。更に、飯場頭は友子の集会時には場所の提供を行う。

以上の通り、友子制度の運営とその活動はその規約に基いて箱元、大当番を中心にして行なわれているが、これらの諮問として評議員あるいは相談役の制度を定めて運営しているところも数多くある。これらは長年友子に功労のあった老母（元老）より選出され、その権力は相当なものであり、箱元や大当番に対してつねに強力な発言権を保留している。老母とは普通の場合、友子構成員と成って 30 年を経た者がその資格を有し種々の恩恵がある。

五章 友子の箱元引継制度

これら役員は年2回定期に開かれる友子構成員の総会ともいべき大集会で選ばれる。更に、大集会では会計報告規約の変更、新規取立の可否等々重要な問題はすべて論議の上、決定され、友子構成員の意志疎通を図るべき重要な場である。特別緊急事態の発生時には臨時大集会が召集され、これに対処する。

しかしながら現実的には、これら集会は実質的内容は論議されずあらかじめ役員間で定められた原案が異議なく承認される場合が多い。その意味では大集会前に開かれる役員による精算会が重要視されてくる。この会には先に述べた評議員或は相談役が出席し、大集会にて討議する内容について事前に検討するが、程度の差はあれど絶対的な権力を有する元老の気持一つで決定されることが実情である。従って友子においては元老の地位は絶対的なものであり、構成員に成つての年数の長短がきわめて重視されるものであり、もし友子において権力を振おうと考えるならできうる限り早期に出生することが絶対的な要件となる。それだけに自己の子弟を早期に出生せしめることを希望する者も多くなるため、取立られる年令を制限したのではないかと考えられる。

では箱元の申し送りについては記録よりその一部を次のように明らかにする。

「箱元引継受渡ニツイテ

記

現在金

一、金 二十七円六十一銭

箱元現金前箱元ヨリ受取金尻

一、金 二円十九銭

前精算簿ニ残高

一、金 三円

青森同盟交際料

一、金 八十銭

積立金四名分

合計 金三十三円七十銭

大正十一年九月三日

箱元引継受渡シ通り役員一同立会上引継候也

立会人 元代仁三郎 桂川 末吉

高橋願之助 正木 金藏

金野 久治 大塚仁太郎

箱元

飯島興一郎殿

現在引継品名控

帳簿 二十冊

提灯 五張

枡 三ヶ

米袋 五枚

肉及印各一ヶ 印及印肉

書籍箱大小五ヶ

右引継候也

坑夫は地下労働であり、地上労働者と異って最悪の条件で作業に従事しなければならない。そのために坑夫の生活はたえず大きな暗影を投げかけていた。病死に対する対策をその重要ならしめることは当然でありながら、労働者としてのそれに対処すべきさしたる資金を持ち合わせず、経営者から慈恵もあまり期待出来ないことから、さような生活の不安定性はなんらかの方法によって自主的に解決しなければならない。こうした苦から救済されるため、友子はそもそもかかる相互扶助の要請をもって生まれてきたものだったと云える。

友子の機能はかかる方面において最も充実をしていたし、友子の存在意義も実にかかる機能がいかに運用せられるかにかかっていたと云うことができる。

第六章 友子規約

労働者にとって最も恐ろしいことは傷病である。暗い坑内で作業するのであるから坑内鉱車や機械等による災害は多発し、更に鉱山特ゆうの落磐、爆発、火災等におどかされ、また職場が非衛生的な作業環境により罹病率も高い。こうした劣悪な職場で働く友子の坑夫は稼働年数がきわめて短いのを特色とする。それでも友子は坑内で槌組を担い、身体をはり、それを唯一の元手として働くを喜びに感じていた。それゆえ坑夫の友子に対する最大の要請はかかる傷病の場合の救済でなければならず、又このよう場合に友子の有難さは最も身近に感じられるといえる。

そのため友子はいずれの鉱山でもかかる傷病者に対する救済に全力をそそぎ、物価の変化に合わせてたえず救済額の増減を図り、救済の実質的效果には常に注意をはらっていた。

参考として楓炭砒自坑夫の「大正四年訂正規約」を次のように記す。前記明治四十四年の規約と並べてみれば当時の物価の変化が知り得る。

「規 約

第一条 大正四年六月六日規約訂正即時施行ス

第二条 奉願帳持参余ニテ登山ナシタル浪人ニハ金二十銭附合料トシテ救与スル事

但シ二回登山者ニハ金十銭救与スル事

第三条 寄附帳持余ニテ登山ナシタル浪人ニハ金十五錢附合料トシテ救与スル事

但シ二回登山者ニハ金十錢救与スル事

第四条 浪人登山ノ時ハ金五錢附合料トシテ贈与スル事

第五条 不具者登山ヲナシ隣山ヘ護送ノ節ハ無給料ニテ週当番之レヲ送ル事

第六条 友子ニシテ交際金不納ヲナシ三ヶ月ニ亙ルト 兎モ尚本納セザル時ハ其旨各鉾山ヘ回章ニ及ビ友子除名スル事

第七条 箱元及大当番一名ニ付一ヶ月金五十錢宛ツ区長一名ニ付一ヶ月三十錢宛ツ給スル事

第八条 友子就業負傷又ハ疾病ニテ休業ヲナスモノニハ十五日以上三十日迄ハ米二合五勺、三十日以上ニ亙ルモノニハ十五日毎ニ米二合五勺宛ツ友子一名ヨリ徴集ノ上、見舞トシテ贈与スル事

但シ交際金不納アルモノニハ不納金全部及醫師ノ診断書添付之上届出ルベシ。届出ノ日ヨリ計算シ贈与ス。本項ヲ用ユザルモノニハ山中ニ於テ一切取扱セザル事

補助米ハ六ヶ月限トス

第九条 就業負傷又ハ疾病者ニシテ札幌又転地治療ノ友子ニハ第八条ニ準ズ

第十条 友子死去ノ節ハ金十錢白米一舂其家族ニシテ十三才以上ノモノニハ金十五錢十三才以下三才迄ハ金十錢三才以下ノ節ハ金五錢宛ツ友子一名ヨリ徴収ノ上香典トシテ贈与ス

第十一条 友子死去ノ節ハ当山中友子三分一当番ニテ休業シ手伝見送リス其家族ノ時ハ一当番ヨリ五名宛ツ休業ノ上手伝及見送スル事

第十二条 集会ブレヲナシ事故ナイシテ欠席ナシタル者ニハ金二十錢ヲ料料トシテ徴収シ山中基本金ノ内ニ納入スル事

第十三条 友子ニシテ当山ヲ退山ナル場合ハ交際三ヶ月以上金二十錢餞別トシテ贈与スル事

第十四条 友子ニシテ山中用向キノタメ他山ニ出張ノ時ハ一日金六十錢宛ツ日当支払スル事

第十五条 友子死去ノ節ハ山中ヨリ贈与スベキ香典ノ内ヨリ金三円ヲ山中ニ於テ預リ其石碑建設スル事

但シ其家族ヨリ願出ニ依リ石碑建設ヲ中止シ友子ヨリ徴収ノ金額全部香典ニナス事ヲ得

第十六条 当山ニ交際ヲナス友子ニハ一名ニ付金二十錢積立金スル事

但シ退山ノ場合ハ返戻ス

第十七条 集会ニ要スル席料ハ一回ニ金五十錢支払スル事

第十八条 出産及婚姻ノ祝儀金ハ中止ス

第十九条 浪人宿泊料ハ一泊ニ付ワラジ湯銭共男一名三十五錢女一名三十錢小供ニシテ三才以上七才迄ハ母ノ半額七才以上十二才迄ハ女ノ通り十二才以上ハ男ノ通り一食ハ金十五錢支払スル事

此の項目は大正七年十一月十六日次の通り改正になっている

第十九条 改正物価騰貴之タメ浪人宿泊ワラジ銭共一泊ニ付金五十錢女子泊金四十五錢小供三才以上七才迄ハ女ノ半額十二才迄ハ女ノ通り一食金二十錢支払スル事

第二十条 友子予定以上ノ増減ノ時ハ規約改正ス

第二十一条 友子ニシテ交際金ニヶ月以上不納者ニハ其ノ手数料トシテ登山ナシタル浪人ヲ不納者ノ宅ニ宿泊セシメ宿泊料ハ第十九条ニ準ズ

右ハ大正四年六月六日集会ノ上決議ス

更に昭和十七年三月に改正したる規約についてその要点のみを記す

第三条 本会ハ会員相互ノ救助ヲ主トス兼ネテ風紀ノ改善労働能率上増進人格ノ向上等ヲ期スルヲ以テ目的トス

第五条 本会ノ会費ヲ左方ニ依リテ之ヲ得

一交際金 但シ交際金ハ毎月大当番箱元及各区長立会ノ上其ノ月ノ消費額ヲ決算シ各会員ヨリ区長之ヲ徴集ス

第七条 本会員ニシテ友子年数満三十年ニ達スル者ハ老母トシテ不幸米ノ外諸費諸役ヲ免除ス

第十一条 当山ニ登飯セシ浪人ハ一泊ト定メ平浪人附合金ハ金二十銭ト定ム

第十六条 会員及其ノ家族ノ死亡届出有時ハ各友子ヨリ不幸金ヲ徴集ス

会員死亡時

家族死亡時

出征兵遺族補助ノ件

家族病氣ノ場合ハ主人従前通り全快迄補助スルコト

以上である

七章 友子の相互扶助制度

次いで見舞米の記録中清水与三郎なるものの推移について
記

見舞米 第一回分

白米六舛七合五夕 二十七人分

右正ニ取受申候也

大正十二年七月十五日 清水与三郎

第二回分

白米七舛二合五勺 二十九人分

大正十二年八月十日 清水与三郎

第三回分

白米 三十五人分

大正十二年九月七日 清水与三郎

第四回分

白米 三十一人分

大正十二年一月十一日 清水与三郎

次は別の補助米であろう

記

補助米 第一回分

五舁也

大正十五年十月十七日 清水与三郎

補助米 第二回分

七舁三十七勺 三十人分

大正十五年十一月八日 清水与三郎

補助米 第三回分

七舁一合五勺 二十八人半分

昭和元年十二月十八日 清水与三郎

補助米 第四回分

七舁一合五勺 二十八人半分

昭和二年一月八日 清水与三郎

補助米 第五回分

六舁二合五勺 二十五人分

昭和二年二月十一日 清水与三郎

補助米 第六回分

六舁七合五勺 二十七人分

昭和二年三月十二日 清水

補助米 追願第一回分

七舁二合五勺 三十一人分

昭和二年四月十四日 清水

補助米 追願第二回分

六舁二合五勺 二十七人半分

昭和二年六月九日 清水

しかし、このような救済では内容的にあまりにも僅少で実質的に困窮した坑夫の生活を救うことができたか否かは疑問に思われざるを得ない。しかしながら現実的には鉱山内には数多くの家族主義的小共同体が構成せられているのであり、親分子分集団の運営に関してなら明瞭な規定が存在するわけでない。だが、各坑夫の生活中に占める意義はきわめて大きく、何か事ある際、この親分子分関係での助け合いは全員による救済に較べて数等強力な救済が行われるのが常である。

このように傷病者に対する友子の役割は重大な意義を持っていたが、かかる救済がしょせん限界性を持つのは止むをえない。

しかし前述の通り傷害率が高い鉱山では作業不能の廃人と化したものの数はかなり多い。かかる一生または長期の不具者として活動能力を失ったものに対し変わらぬ救済を行なうことは限られた人員を持って構成された一鉱山の友子制度にとってはあまりにも負担が重くてできる相談ではない。

こうした傷病の苦から、又、生活苦から救済するのは友子制度の扶助的側面をなしている。すなわち、ここに全国鉱山に存在する友子に呼びかけ、それらすべての負担において共同に救済する奉願帳または寄附帳の制度が発達することになる。

奉願帳とは一生の不具者として労働能力を失ったものに対して回章される。また寄附帳とは全治の見込はあるが長期にわたる傷病者に対して期間を限って与えられるものである。両者とも内容的にさほど異ったものではない。

これを持って全国鉱山を廻りあるくと、各鉱山ではそれぞれの友子交際所で一宿一飯の思義をかけ、若干の寄附を与える。これによって、傷病の友子坑夫は生活の保証せられることに成っている。しかしこれは簡単に発行されるものでなく、必ず大集会にての許可が必要であり、他山友子の代表者の立会を要する。昭和3年5月楓炭砒自坑夫が三浦富松に発行した「奉願帳」を示すと、次のごとくである。

「奉願帳

一、職親 羽後国住人 自根啓太郎
兄分 羽後国住人 赤土多一郎
子分 羽後国産 三浦 富松
当年六十三歳

診断書

三浦 富松
六十三歳

病気名

右上膊筋性減右肩胛部打撲デノ機能障害右ノ疾病ニヨリ右上肢ノ筋肉萎弱シ重キ物ヲ持ち上グル事及物ヲ把握スル事能ハズ腕関節ノ運動制限サレ全指ノ屈伸甚シク困難ナリ同情スベキ廢病ナル事ヲ証ス

右ノ診断候也

登川炭砒病院

医師 宮 秀雄

昭和三年五月十日」

八章 友子の渡利組織——奉願帳

かくて、傷病した三浦友松は奉願帳を持って全国の友子組織を巡って世話を受け、生涯を送

るが、次の歎願書を持参する。

「歎願趣意書

謹而ニ不肖吾々共一同右富松之為メ全国区

諸鉦山諸工事同盟友子各位ニ陳情歎願仕候右三浦富松儀負傷以来永年当山中御一同様ヨリ毎大ノ御同情ヲ蒙リ一方ナラヌ御救助ヲ仰キ治療 在リトモ局部未ダ全快セズ不重ノ身分ト相成将来如何ニ身活ノ方法無シ今回出願ニ基キ山中一同集会決議ニ依リ奉願帳下附致シ事ニ決定仕リ候ニ付テハ何卒事實御同情ヲ賜ヘリ一同伏テ奉懇願候也

恐惶謹言

本人心得書

- 一、品行方正ヲ旨トシ、節儉ヲ旨トスル事
 - 一、賭博ヲ開帳シ又ハ其席ニ列スル事堅ク相成ラザル事
 - 一、他人ト争論或ハ毆打等乱暴ナル行為致間敷事
 - 一、遊里ニ入込ミ遊興等一切致シ間敷事
 - 一、謹慎ヲ旨トシ汎テ人倫ヲ重シ他人ハ勿論自己ノ名誉ヲ毀損スベキ行為一切致間敷候事
- 右之条項堅く遵守可致ハ勿論萬一違反セシ時ハ何レノ地ニ於テモ本帳没収相成共決シテ異議申間敷候

昭和三年五月

北海道石狩国夕張郡楓炭鉦

而渡坑夫一同

大日本帝国

諸鉦山
同盟友子御一同
諸工事

御中

隣山真谷地炭鉦

自坑夫立会

越中国住人 村本 清

石狩国住人 室田善二郎

隣山登川炭鉦

自坑夫立会

石狩国住人 筒井 熊吉

越前国住人 長谷川初次郎

隣山登川炭砦

渡坑夫立会

羽後産 佐川 恭助

肥後産 白河部又善

当山渡立会

日向産 吉田 喜助
陸中産 千葉辰次郎

大夕張炭鉱

自坑夫立会

越中国住人 須河正次郎
越中国住人 中村 宗一

若菜辺第三坑

自坑夫立会

上野国住人 小林 留吉
後志国住人 七章 常吉

若菜辺炭鉱

自坑夫立会

羽後国住人 石田 雄三
羽前国住人 佐藤弁一郎

新夕張炭砦

自坑夫立会

陸前国住人 佐藤 興八
陸前国住人 大榎石次郎

青森同盟交際

委託事務所御中

当山渡老母立会

越後産 畠山友次郎

山中大当番立会

越中産 水野要次郎

山中箱元立会

陸前産 四ツ目寅治

当山自坑坑老人立会

羽後国住人 菅 辰之助
羽後国住人 服部 運吉

当山山中立会

加賀国住人 寺下 八藏

山中箱元立会

越前国住人 伊藤 朝萇

山中評議員立会

越前国住人 大塚仁太郎
加賀国住人 綿貫久次郎
山中大当番立会
越中国住人 蓮沼竹次郎
陸奥国住人 田中 司
発起人
陸中国住人 大下亀太郎
陸前国住人 澁谷藤次郎
世話人
陸奥産 豊川権太郎
陸中国住人 大下亀太郎
陸前国住人 澁谷藤次郎
陸奥産 對馬 茂作
岩代国住人 八木田徳衛

(以下略)」

このように傷病に対する友子の救済はあらゆる意味で重視しなければならない内容を持っている。さらに友子の機能として重視する面として葬儀の際の相互扶助がある。死亡とは元来人間にとって最大の事件であり、その家庭には深刻な悲嘆に打ちのめされるばかりでなく、その日暮しの抗夫にとっては葬儀の費用、手伝等多くの難問につきあたる。特に山奥にある鉱山、そして遠く故郷を離れた流出者で身近に親戚を持たない者にとってはこれは大変なことである。抗夫の救済集団である友子に対して助力を怠るはずはなく、これも友子の重大な役割の一つとなっており、前述の規約に従って確実に処理される。

不幸米、不幸金について記録より一例を次のように示す

記

子供死亡金

一、金二円三十銭也 二十三人分

右正ニ受取申候也

大正十二年七月八日 佐々木清次

大当番御中

記

不幸金

一、金一円四十八銭也 三十一人分

右正ニ受取申候也

昭和二年四月十七日 阿部敏雄

大当番

御中

記

不幸米

一、二斗七舛五合 但半交際共三十九人半分

右正ニ受取申候也

昭和二年四月二十四日 阿部良徳

大当番

御中

以上のように、不幸の場合には救済方法として米の時と金額の場合がある。この区別は規約に基いて処理されている。しかしこのように経済的な救助はきわめて重視しなければならないものであるが、さらに重要なものは友子による人的奉仕である。これは不幸当番と呼ばれ、構成員になって比かく的年数の新しい者即ち新大工がこの仕事にあたり、不幸時における人のいやがる雑事の万端をすべて負担することになっている。此のような相互奉仕の組織は不幸に遭遇して、悲しみ暮れる家族にとっては経済的救助と相俟ち、強力な柱となったのである。これは決して軽視することの出来ない内容であり、友子制度を永続的に維持する要因となる。

しかしそのような救助処置についても、一鉱山中心のみではその力にも限界がある。特に登川楓のような小鉱山においてはその負担が大きく、負担の軽減を図るため、奉願帳等に対しても回遊は一人一回を原則とする。二回以上の場合は寄附を減額するか又は許さず、他の手段を取ったり、更に多数の鉱山が連合して連合交際所を設け、不具廃疾者の救済のみこれを委託して各鉱山共同でその費用を負担して鉱山へ直接の来訪を謝絶すなどの制限を加えるようにして来た。明治30年代には日本坑夫同盟の形成が企てられ、「日本坑夫共済会」がつくられた時期があったと云われる。さらに大正4年には青森県安方町に北海道、東北、新潟、茨城など四十八山の連絡をもつ友子同盟交際委託事務所がおかれた。

九章 友子の全国組織

大正六年登川炭砒の渡利友子より小坂鉱山坑夫交際所に送附した回章の内容についてみると、当時いかに友子が経済的負担に苦しんでいたかを次のように察することができる。

「謹啓時ニ嚴暑之砌ニ御座候処貴山友子御一同様ニハ益々御機嫌麗敷御消光被遊候哉伺上候降而当山友子一同モ無異罷在候間乍他事御休神被下度候 就テハ当山ニ於テ約二百余名ノ友子有之候得共非常ニ多額ノ経費相掛り候結果現状ノ支持モ困難ナル場合ニ立ち至り候 斯様ノ事ヲ御聞セ申スハ元來友子ノ本意ニハ無之候得共目下背ニ腹ハ変ヘラレヌト云フ場合ニ相成候故貴山友子ト連合致候ニ就テハ貴意ヲ得度突然乍ラ書面ヲ以テ伺上候 御繁忙中恐入候次第乍ラ此書着次第御返信ヲ賜度 御承諾被下候節ハ当山ヨリ貴山ニ登山致サセ御熟議可申上候ニ付何卒至急御返書ノ程奉待候

大正六年八月一七日 不備

北海道夕張郡登川村

三井登川炭硯渡友子一同

小坂鉦山坑夫交際所

御中」

更に大正6年夕張に於て同盟ができその規約（夕張総同盟規約）がのこされているので次に掲げる。

十章 夕張総同盟山規約

「同盟ニ対スル規約ハ各山代表者出席ノ上協議ヲ経テ之レヲ作製シタルモノナレバ各同盟ハ之レヲ堅ク遵守スルモノナリ

第一条 事務所ハ同盟山出来ノ奉願帳及寄附帳並ニ外来奉願帳及寄附帳ノ取扱ヲ莫ス夫レニ応ジテ金銭支払ノ額ヲ帳簿ニ記入箱元ニ送り箱元ハ之ニ依リ金円ノ支払ヲナス事及之レニ依リ生ジルー一切ノ処置ヲナス事

第二条 箱元ハ同盟山一定ノ積立金及各山ヨリ致シタル金円ノ保管併ニ支払ヲ制規ニ依リ処置シ制規以外ニ於テハ何等事情ニ拘ラズ支払スル事ヲ不得

第三条 事務所ハ事ム所ニ附属スルー一定ノ経費ヲ毎月精算シ其金額ノ毎前月各山現在人総人員ニ対シ割当シ其割付額ハ毎月精算日各山代表者ヲモツテ事務所ニ持参ス之レガ支払ヲナス事

第四条 各山ハ毎月三十日附ヲ以テ其山ノ交際人現在数並ニ異働増減ヲ必ず精確ニ事務所ニ届ケ出ルヲ要ス事

第五条 各山ハ自己ノ怠リヨリ生ズル総テノ損害及之ニ負滞スル経費ヲ箱元ヨリ請求ニ対ス何等故障申出デル事ヲ得ザルト共ニ全支払ノ責任ヲ有ス 或ハ其山ノ役員移働ノ如何ニ拘ハラズ其山中ニ於テ全責任ヲ有ス

第六条 事務所ハ毎月各山ヨリ通達ノ人員増減ヲ正査ス其総人員ヲ毎月精算書ニ明記シテ之レヲ各山ニ周知セシムル事

第七条 事務所及箱元及各山ハ新ニ記録改訂及重大要件ニ付テハ各山ハ事務所ニ申出之レヲ受附タル事務所ハ各山ニ通達シテ其同意ヲ得之レヲ確定スル事其单独ノ取計ヲ以テ決メタル件ハ其効ヲ有セズ

第八条 撰定セラレタル事務所及箱元ノ取扱ニ拘ラズ金銭及其負滞スル全責任ハ其処本地ノ山中ニ於テ之レヲ有ス

第九条 事務所及箱元ヲ欠ク時ハ其処本山中ニ於テ之レヲ撰定スベシ事

但シ事務所及箱元ノ任期ハ六ヶ月ト定ム。確定シタル事ム所並ニ箱元ハ何等事由ニ依テ変更スル事ヲ得ズ

第十条 事務所及箱元ガ全銭上失態ハ其処本山中ニ於テ弁償ハ勿論其本人ヲ法律ヲ以テ之ヲ処

分ス

第十一条 箱元ハ帳面持ニ支払タル金円ノ領収証ニハ確實ナル印ヲ捺印サスル事

第十二条 各山交際人が其山中退山ノ場合ハ事務所ヘ餞別ノ礼状ヲ差出サス事

(書代ハ各人自弁トスル事)

第十三条 事務ハ各同盟山交際人全部ヲ各山別ニ人名簿ヲ作製スルコト

第十四条 同盟山出来ノ奉願帳及寄附帳ハ回山ヲ許ス其奉願帳回山ニ際シ同盟山ハ其総人員ノ一人宛金三銭ヲ贈与シテ其人員及金額ヲ明記スル事

第十五条 其寄附帳回山ノ際ハ総人員ノ一人ニ付金二銭宛贈与シテ其人員及金額ヲ明記スルコト

第十六条 同盟山ノ精算ハ毎月十五日ヲ以テ事務所ニ於テ各代表者一名宛出張前月分精算処理スルモノナリ此精算ニ参加スル各山出張員ハ費用自弁トス

第十七条 一般帳面持ハ同盟山内ニ於テ死亡シタル時ハ葬式料ハ金十五円ト定ム

第十八条 帳面持回山ノ際傷病人ノ泊リヲ一週間限りニテ経過シタル時ハ山中其責任ヲ有セズ

第十九条 奉願帳送り当番日当金七十銭ト定ム

第二十条 同盟山事務所ヲ代表シテ他山ニ出張シタル場合ハ金一円ヲ日当トシテ給与ス

第二十一条 事務員ハ一名トシテヶ月金二円ヲ給与ス箱元員ハ一名トシテヶ月金二円ノ手当ヲ給ス

第二十二条 箱元積立金ハ交際人一人ニ付金五銭宛給ス

第二十三条 奉願帳附合金ハ二円送りトナシ金一円送り付寄附帳附合金ハ金一円奉願帳二回登飯ハ金一円送りナシ金一円ハ送り附帳面持之宿料ハ金四十銭ト相定ム

右規約ハ各山代表者協議ヲ経テ作製シタルモノナレバ中途ニ於ケ変更スルコトヲ許サズ若シ之レヲ増補変更ノ場合ハ各山共ニ立席ノ上之ヲ定ム

本規約ハ大正六年六月十五日ヨリ之レヲ施行ス

同盟山

三井登川炭砦 真谷地炭砦

自渡両友子一同 自坑夫友子一同

楓炭砦 大夕張炭砦

自渡両友子一同 自渡両友子一同

若鍋炭砦 新夕張炭砦

自坑夫友子一同 第二坑自坑友子一同

三菱美唄炭砦両友子一同 (大正七年五月以来)

「登川楓自渡利連合友子交際」の記録については次のように記している。

一、本会員は登川楓自渡利連合交際と称す

二、本会は友子交際者を以て組織す

三、友子交際所は登川楓に置く但しこれを四部に分つ各部役員若干名置く

- 四、本会は会員相互の救助を主とし兼ねて風紀の改善労働能率の増進人格の向上等を期するを以て目的とす
- 五、連合交際浪人登飯の場合は附合金金一円とす 奉願帳持参浪人附合金は一円寄附帳は八十銭平浪人二十銭とす
- 六、浪人宿泊は一宿一飯とす 但し宿泊料は金六十とす
- 七、送奉願帳並に寄附帳持参浪人の汽車賃は山中之を負担とす
- 八、連合山より調整したる奉願帳は左記の割合を以て支給するものとす
奉願帳は交際者一名につき金十銭
寄附帳は金七銭とす
- 九、奉願帳及寄附帳を調整せる場合は各山より二名宛の役員を立会す臨時協議をなす再び大集会を設けて之を決議するものとす
- 十、友子交際者死亡の場合交際者一名に付白米一升金十銭を徴集して支給するものとす 家族はその半額とす
- 十一、友子交際者傷病の見舞は左の通り規定す
届出の日より六十日目に一人白米二合五勺以上六十日毎に一回宛三回にして之を終る
- 十三、本会員の任期は一ヶ年とす連合山使用印形は二寸角とす
- 十四、本会員にして会務に精励する模範者を認めたる時は之を表彰することあるべし
昭和七年一月大集会にて之を決議す

出席評議員

十一章 友子の除名回章

坑夫はそもそも流出者的な性格が強く、あらくれ者と外部から蔑視されて来た。それだけに強力な統制力を持っていた友子は何んといっても重要なのは友子による共同生活を乱したものに対する罰則の発動であり、この点もみのがすことは出来ないものとする。しかもこのような罰則についてもいかにそれが悲惨で、苛酷なものであっても一鉱山のみに限られているとすれば山を離れて逃れ行くものに対してなんらの制裁力を持つことはできない。したがって規則に違反する坑夫にとってはさほど重大な規制力を持つものとはいえない。

そこでより強力な制裁力を保持するため除名回章なるものを発行して次から次へと送られ全国鉱山へ回覧せらる仕組になっており、罰科を犯した坑夫は将来再び坑夫として稼行に従事することを得なくなるものである。

勿論共同生活に重大な支障が生じた場合はただちに大集会が開かれ除名回章の発行の発議がされる。この発議が決定されるや、罪状を書き連ねて資格を剥脱し、生涯坑夫としての交際を断たれたい旨の要請文を副えた数通の回章が起草され、それぞれ各方面に向って次のように発送せられる。

「除名回章

親分肥前国住人 川本 徳松
兄分加賀国住人 鶴来 市作
子分羽後国産 田口 禮太

右田口禮太ナル者明治四十五年一月ヨリ同年七月迄幌別炭山ニ於テ大当番勤務居自分都合廃業ノ上退山スルニ当リ其内ノ浪人宿泊料二円三十二銭ヲ支払ワズ退山ヲナシ其金子ハ当人費消ナシ再三ノ催促ニモ何等ノ返事ヲ為サズ今回全山一同集会ノ上除名ノ由回章

大正二年十一月二十日受付同日登川三井炭山エ発送ス

坑夫除名

一、親分越中国住人 亀畑藤市郎
子分 春日 三郎
一、金六十五銭 不納二ヶ月分
一、親分越中国住人 山崎 草三
子分岩代国産 中野伊太郎
一、金一円五銭 不納三ヶ月分

右二名ノ者前記ノ交際金不納ニ付再三催促ニ及ヒ候共其結果支払タル義務ヲ無視シ候条コ、ニ於テ山中大集会ノ上当山記録簿中規約第六条ニヨリ坑夫除名ノ上回章ス

大正三年一月二十日除名トス

同年二月隣山登川三井炭山エ発送ス

除名回章

一、親分不明
子分小坂村小坂鉱山杉沢九十六番地
柳館 弁平
明治二十年五月一日生

一、親分不明
子分湯口村大字上根八十五番地
平賀 市三
明治二十三年三月二十八日生

右両君ノ者秋田県鹿角郡厚寺沢鉱山赤澤飯場ニ於テ山中ノ人撰ヲ以テ柳館ハ大当番平賀ハ当番頭ヲ勤メ居ル内兩人詰沓ノ上奉願帳ノ寄附金及ビ友子積立金尚使役人友子ニテ登飯当時ノ宿料共徴収ノ上之ヲ横領ナシ山中デ公正ニ整理スベキ責任有ルヲモ返リ見ズ右ノ如キ行為ヲ遂行オナシ友子タル義務ヲ無視ナシタルニ付今回同山ノ坑夫除名ノ上回章候ニ付受付帳簿ス

大正三年二月十六日受付

同年同月八日隣山登川三井炭山ニ発送回章ス

落職回章

一金四円六十銭

親分大和国住人 中久保鉄造

子分紀伊国住人 前坂仲次郎

第一条 右之者大正二年五月ヨリ同三年二月迄交際所及大当番義務ニテ第二区経営致居ル内同年二月山中大集会ニテ大当番改選ヲ致シ後任者全帳簿引渡ノ際就職中交際金四円二十銭横領致居ル事発覚致シ依テ再三再四交渉ヲ重ネ本人ニ請求及候処本人ハ確ムル不都合ノ件ハ毛頭無之トノ意言ニテ一項聞入レズ依テ山中一同評議ノ上相当処分相定メタルニ本人ハ奔別炭山自坑夫一同ニ嘆願証ヲ以テ申込ム故幌内及奔別炭山立会テ得再三日ヲ重ネ大集会致候処本人ノ暴言ニ依リ一項要領ヲ得ズ一先ズ解散ス

第二条 其後再集会ノ節奔別炭山立会人ノ願ニ依リ山中一同評議ノ上黑白分ツ上無之事決ス

第三条 小松春吉ノ不都合処分方ニ付山中大集会ヲ設ケ其時前坂仲次郎当頭無ガ為メ再三再四使ヲ吟立レガ一向聞入レズ止ムヲ得ズ当番頭ヲ以テ使者ニ及ビ訪ツレ込ム為本人使者ニ対シ友人ニ頼ンデ殴打ヲ働キ且ツ暴行極ル処ヨリ見受ニモ毛頭改心之情候之共列席中各員ノ依頼スル処ニ依リ東海夫氏ノ使ニテ二回後ニ出席其節参考立会人外ニ山中一同ノ前ニ於テ暴言ヲ吐キ乍ラ本日限り交際ヲ退スルト確言ナシ共立会人外一同退交スル事無之様ニ忠告居ヘ共聞入ズ退席約十分間経過ノ上再度出席カト思慮スル内各員当番札並ニ交際所ノ標札持来リ参考立会人青木伴吉原清二氏被参右ノ標札及当番札ヲ投ケ付ケ負傷ヲ致候心カラ推察退身幸ニ何等ノ負傷モナカリシナリ此斯不都合人ナシ共永年ノ交際人ナレバ前件同事立会二名仲傷ノ心得アル為メ翌日延期山中へ願居ルヲ聞入委細要用無シトノ言ヲ発スルニ依リ山中一同参考立会認ムル処ニハ将来改心ノ情無シト認メ一同評議ノ上落職除名回章発送候也

幌内立会人

越前国住人

嶋津藤代吉

岩代国住人

川村 寛

奔別炭坑立会

越後国住人

皆川友太郎

イヨ国住人

青木 伴治

幾春別炭坑夫立会

下總国住人

飯田 源治

羽後国住人

菅原 三吉

大正三年六月十五日

大日本帝国同盟友子

御 北海道空知郡幾春別炭坑

自坑夫一同」

十二章 友子の道明回章

更に回章回覧にも除名者に対する道明回章復職回状がある。これは除名落職せし者に対し一定の手続をふんで再び友子構成員として復職し身分を取得するよう道が次のように開かれていることを示すものである。

「道明回章

- 一、親分岩代国住人 遠藤亀左エ門
兄分阿波国住人 木村 只造
子分陸前国産 山田喜佐治

右山田喜佐治登川炭山ニ於テ交際金不納ノ為落職ノ処歌志内村歌神炭山ヨリ当番中川興三、
松氏出頭不納金支払道明ノ上登川ヨリ当山エ回章ニ付受付

大正二年九月十八日受付

同年同月十九日真谷地炭硯エ発送

復職回状

- 一、親分越中国住人 松浦藤太郎
子分羽後国産 佐々木富治

右之者大正十二年七月八日附ヲ以テ山中ヘ耐シ不都合ノ儀ニ付除名廻状ニ相成候処今回本人
改心ノ情ヲ当山中ニ於テ認メ招儀ノ結果復職ヲ許シ候条此度廻状ヲ以テ御通知候也

夕張郡真谷地硯

自坑夫一同

大正十三年十二月二十五日

右之通り真谷地硯ヨリ楓宛廻状候也」

十三章 友子の仁義

前述した回章にみられる通り、交際金未納者に対し厳重な処罰（除名）が行われているが、これはとりもなおさず交際金は友子の活動の基本であり、その未納は友子の存在そのものをおびやかすものになるからである。

坑夫は前にも述べた通り移動がはげしく、それぞれの鉱山では移動者に対する処置も重大な問題の一つであった。そもそも鉱山とは限りある地下資源を掘り出すという作業性格上常に作業は鉱床の存在によって左右され、又採鉱技術の幼稚さからくる湧水或は災害等によって以後の作業が困難となり、一ヶ所に常時固定して生産に従事することなどはとてもできない相談であった。更に好条件で坑夫の募集を行っているということを知れば、「お天道様と米の飯は何処

に行ってもつきものだ」とばかり気軽にその山を離れた。然し友子においては前述免状で明かな通り、三年三月十日と定められた修業期間は非常に重要視される。その間は新大工と呼ばれ親分等について作業技術を修得するとともに、多くの難事に使い廻され、移動は原則的に禁止されていた。しかし一般坑夫にとってそのような制限は存在せず、移動を希望すれば小額の銭別を与えて気持よく申し出を許し、移動する先方の鉾山においても友子は快くこれを受け入れて使用者に対して希望すれば職の世話をするのが普通と云われている。この場合、移動をなした来た坑夫は今まで自己の属していた友子にてその義務万端を果したことを示す交際金の受け取りを見せたり、出生の際に与えられた取立面附を示して、身分を証明し、出生年月日を確認せしめ、その身分が確認されれば、今まで他山で過した履歴はそのままの形で受け続けられることになる。

しかし友子は如何なる時も年功が最優先されるため、身元調査はそうとうに厳重であったようである。

このように移動が頻繁に行なわれれば、鉾山はがいて山奥の僻地に存在して、宿泊にも不便を感じられるとともに、金銭的にも恵れないため、各鉾山に散在する友子が浪客人の訪れに際して、宿を提供することが礼儀として固定していた。それ故にいずれの鉾山でも友子は浪客人を遇する場である交際所を設けている。客人が訪れた際には酒食を供して接待するばかりではなく、旅立にあつては附合料まで与え、その取り扱いには万遺漏なきを期している。これは規約にも明かになっているが、規約が明かになっていない以前にもその仕来たりは厳重に守られていた。いずれの鉾山でも一宿一飯の接待を与えることが習わしとなっている。しかし、交際所を訪れその恩義にあずかるためには非常に面倒な格式ばった儀礼が必要とされた。すなわち鉾山の一町ほど手前から荷物を背負って行くことは許されず、交際所に入るにも必ず左足から入って、形式ばった仁義をきらなければならない。この仁義もそうかんたんに切れるものでなかった。立派に仁義がきれば一人前の坑夫だといわれているが、このように仁義が重視されやかましくいわれるのは浪客人の接待に費用がかさみ、実際に友子構成員でなき者の登山に対してはそれを見分ける必要性があつたためと思われる。

飯場をあずかる当番役としても入ってきた浪客人の真偽を見定めるのは重大なことである。彼らが左足から入るか右足から入るか、また坑夫が左手でタガネをはさみ、右手の槌でたたいて作業をしているため左手の指にたこができているかを手に目をつけて指先を見るなど、浪客人の態度に注意を払い、不審な点がないかどうか監視する。不審があればそれ相当の制裁が加えられる。

飯場での仁義の内容については次のようなやりとりを定番としている。

「浪人「ごめん下さい」(必ず左足より入る)

浪人右手右足を差し出し、こしをかがめてあいさつをする。

「ごめん下さい

こちらは楓渡利交際所とさっし一宿一飯の仁義に上りました。よろしく願ひいたします。」

飯場頭

「浪人衆そこは端し近かさあお上んなさい」

浪人

「向いましてはアンタさんとは今日初の対面で御座います。二度の対面言葉の間違い平に御免こうむります。時候から申しまして段々と暑さの節と心得ます(時候に応じてかえる)。その節アンタさんの身にとりましては御壮健にておかわりなく、御暮しのほど御目出度う御座います。

早速申させていただきます。手前出生と発しますは札幌郡定山溪洞爺鉱山にて大正七年一月二日出生なしたる本道の産、土田春松と申します。

親分と申すは羽後の産田所仲と申します。

なにとぞ一宿一飯のほどよろしお願いいたします」

飯場頭

「さあ浪人衆そこは端し近くお上んなさい」

浪人

「ありがとうございます」

飯場頭

「お上んなさい」

浪人

「ありがとうございます」

飯場場

「まあまあ お上りなさい」

浪人

「それではお言葉に甘えまして上らせていただきます」

以上のように三回くり返して上る。この時、浪人がワラジを外側に向けてならべると、一宿一飯を意味し、内側に向けるとしばらく滞在する意味を表わす。

玄関に上った浪人は飯場頭と向い合い、両手をついてあいさつを続ける。

飯場頭

「浪人衆いちいちごていねいでござんす。

時節がら浪人衆ご壮健のよしなによりでございます。

今日あんたさんとは初の対面と心得ます。

二度の対面言葉の行違いさにごようしゃ願います。

手前親分と申しましては陸中の産下川原亀吉と申します。

自分は羽後の産佐藤進と申します。出生山と申しましては北海道は夕張郡大夕張炭砦で、大正九年一月二日出生しました。今後ともどうぞよろしくおひきたてのほどお願いいたします。」

浪人

「ごてねいさんでござんす。」

これでだいたい仁義の礼が終り、酒飯などを出してもらい、就職するのであればその希望の
のべ、契約が出来なければ、若干の附合料をもらい旅立つのである。

尚、仁義の内容については渡利坑夫と自坑夫、更に土地等により多少異なるが、大体以上の
通りである。これを早口にて一気呵成にまくし立てるためには相当熟練を要するものであるとい
われている。

十四章 友子の日常生活 —— 親分への忠誠心

前述した如く、友子においては親分は子分を一人前とするため全力をあげて保護育成に努め
るのである。子分もまたそれに対してできうかぎりのことをして恩に報いることが常である
とされている。例えば親分は子分に対しては自分の子供以上に可愛くなるもので、皆もう一人
前になっていても正月や盆お祭等には今でも必ずやって来て酒の相手をしたり、時には子分の
嫁探がしをしたり、積極的にその後楯となっていた。子分も又一人前になるためには技術を教
えこまれた以上、親分に対しては作業上の手助をしたり、水を汲んだり、薪を割ったり、雑用
をなし、日常生活上の種々の手助を行なうのである。親分が老後生活に困っている場合には生
活扶助を行なう等報恩の道はいろいろな方面に及んでいる。例えば、坑夫は古くから「坑夫妻
帯せず」という言葉がある。これは妻を持たなくとも立派に用が弁ぜられることの結果より生
れた一面を有するものと理解される。しかしながら、子分の親分に対する報恩中で最も重要な
のは親分の死後子分が墓石を建立し供養を行なう義務を果すことであるとされている。

これは特に渡利坑夫に対する恩返しであった。坑夫が古来渡り者として家庭を営み得ないも
のが多かったところから生れたもので、今日でもなお親分の厚恩に報いる最大の道として重視
されている。この場合、子分は自分で山から石を切り出し、これに自己の作業道具を用いて名
前を彫り込み、読経してもらい、親分の霊を弔うものである。これは仏参と呼ばれる。この仏
参を行なわないものは友子坑夫としての倫理にもとるものとして、時には要職から追放され、
或いは友子から除名されて、子分を持つことを停止される等必ずなんらかの処分が行われ、墓
参は厳重に守れていた。

以上大略ながら、一鉱山を中心として維持された友子制度が全国的な組織に発展し、きわめ
て大きな友子の交流共同圏が構成され、それがどのように運営され、そして機能をもっていた
かについては明かになったと思われる。当時の鉱山においては友子集団はなくてはならない組織
であった。

では炭鉱会社（資本）と友子の関係はどうであったかについて以下簡単にふれてみたい。

十五章 友子と炭鉱会社

前述の如く、北海道の炭鉱は明治初期開拓使の時、囚人鉱夫が主であった。明治二十七年には井上角五郎の北炭への取締役に就任するや、その制度が廃止された。この結果、北炭は良民坑夫を求めた。坑夫募集については資本は主に東北地方より行ったが、その際、親分肌の人物が主としてこれら募集業務を行った。その出稼者は遠く故郷を離れ、深い山奥の炭鉱に単身にて入山、飯場に入った。この飯場とは会社の長屋を一棟全部を友子が借り受けて、友子集団が運営していたのである。飯場に入った出稼者はその飯場で一人前の坑夫となるようにあらゆる指導をうけ、友子構成員となった。その山に愛着を感じて妻帯し、或は故郷より妻子を呼びよせ、次の時代へとつがれてゆくのであった。そのことが労働力の流出防止とその他に大いに役に立ったのである。資本としては当時は友子に対してはそのような意味からも保護的な立場をとって来たのではないかと考えられる。

大正十年頃、各炭鉱で労働争議が発生するにおよんで、会社は労働争議に徹底的に圧力を加えた。そのために友子の有力親分衆の数多くは炭鉱を追われ、友子組織は弱体化し、衰退した。昭和二年健康保険法が実施されるや、自助的救済機関であった友子集団も徐々に外部から生活保障が適用されるようになって来た。北炭関係では昭和6年に一心組合が設立された。その組合の中に共済部が設けられた。更に、共済制度の機構は福祉・厚生にも及び、相互扶助の組織に発達した。それ故、北炭関係の炭山では友子による自助救済制度を一心組合に移行させて、友子の解散あるいは自然消滅への方向に進んだ^{すす}ところが多くあった。登川坑楓の友子集団はこれに対して一心組合は会社とのなれ合いのものであり、労働側選出委員も会社に対して顔役的存在の者ばかりで、その決定についても友子として受入れられるものでないものとして、反対の立場をつらぬいて来たのである。

しかしこの一心組合の委員の顔ぶれをみると、当時としては友子組織のそうそうたる親分衆であった。それがなぜ友子としてこの一心組合の決定に反対したのか。或いは従わなかったのかは不明である。しかし、それらの委員は一心組合の役員と友子集団の親分との二面の顔を持っていたことは事実であるが、友子組織にはより強力な発言力を有していた老人、老母が数多く存在し、それらの者が一心組合で決定したことを友子として受入れをせず、友子独自の活動により会社の政策にある程度協力をなして来たのではないかと考えられる。

会社も又このような友子集団に対しては積極的な行動にせず、その自主的な運営に任かせていたのではないか。それだけ友子組織としての炭鉱における勢力がいかに強力であったかが窺いしれる。友子制度の解消を勧告されたとき、大集会で継続を決議していることも次のように記録されている。

「昭和十九年一月一日初集会

会社より友子があれば死亡ある度毎に休む人が多いから解散せよというのに対して、渡利友子としては解散の要を認めず、会を継続すること万場一致で決議せり」

戦後になっても、会社は友子については何等干渉せずそのなりゆきにまかせて来た。友子制度の継続については会社にとって増産の中心勢力となり、愛国同志会の核でもあったことから協調政策を取ったためである。

では労働組合との関係についてはどうであったのか。これも登川に限って、次のように若干ふれてみたい。

十六章 友子と労働組合

登川炭砒労働組合が発足したのは昭和20年11月25日である。それ以前に設立準備委員会が11月14日に設立され、その準備作業に入ったのである。準備委員の顔ぶれをみると「多田玄太、高橋松助、大場武雄、中谷彦四郎、川上寅藏、藤原重雄、沢出林一、志賀由雄、片寄勇二、高橋六郎、久保田悦雄、中島谷道、吉川上明、清水襲市、矢田辰雄等の十五名であるが、この中で友子構成員でない者は川上明、清水襲市の二名だけであり、残り十三名は友子の有力な親分衆であった。しかしこの委員の選出にあたっては友子集団そのものはどうするという事は決定はしておらず、特別な働きもしていない。

だが、これらの者は坑夫としては一人前の先山であり、当時としては一流の技術の持ち主ばかりある。この炭山に入ってから年数も相当以上の者ばかりで、ヤマ全体からの後楯があり信用されていたのである。

組合設立当時の役員を見てみると、組合長は片寄勇二、副組合長土田末治、中島谷直吉、そして書記長川上明、会計高橋松助、執行委員土田春松、沢口仙之丞、高橋六郎、志賀由雄、阿部切、藤原重雄、久保末吉、氏家惣八、柳田弁三、江畑金次、久保田悦雄、清水襲市、矢田辰雄、今野貞治、国岡弁治等である。此のうち前記二名と国岡弁治だけが友子構成員でない。

これはとりもなおさず、この炭山における友子組織がいかに強力であり、友子なしではヤマのことにについてはなにも出来ないということである。だが友子組織としては組合運営等については全然掛合うことは全くなかった。労働組合も又友子集団については関係をするのではなく、側面から指導協力をして来たのである。このことは現在まで永々と続いている。

これは前述のごとく此の炭山が地理的な条件から他の炭砒とはあまり交流はなく、一家一山的で地域的交流が深く、坑夫の定着率が高く、二代三代と歴史が続いており、大多数の者が友子構成員となり、土地に対する愛郷精神が旺盛で、「俺達の手でヤマを守る」との精神が他山よりも強く、そのための努力を続けて来たからではないかと考察される。

しかし友子集団としてはなく、親分子分の小集団においてはその身内の者が組合役員に立候補するや、全力を上げて支援をなし、その実現を期すとともにかけから何くれなく面倒を見て手助けをすることは常識であった。これは家族的な上にでき上ったきわめて結合度の強い小集団として表われたものであろうと考えられる。

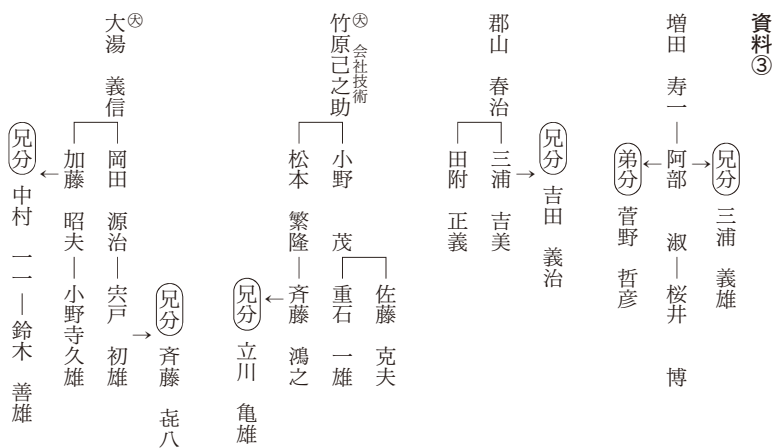
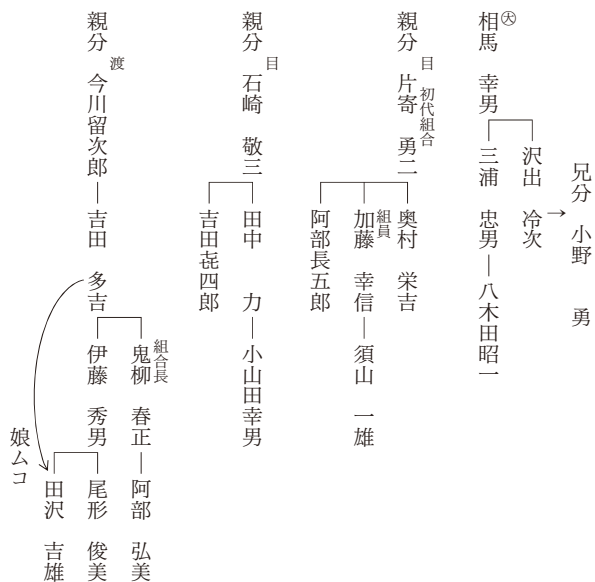
このように友子制度も炭砒の合理化、労働者の高齢化そして友子に対する若者の考え方の変

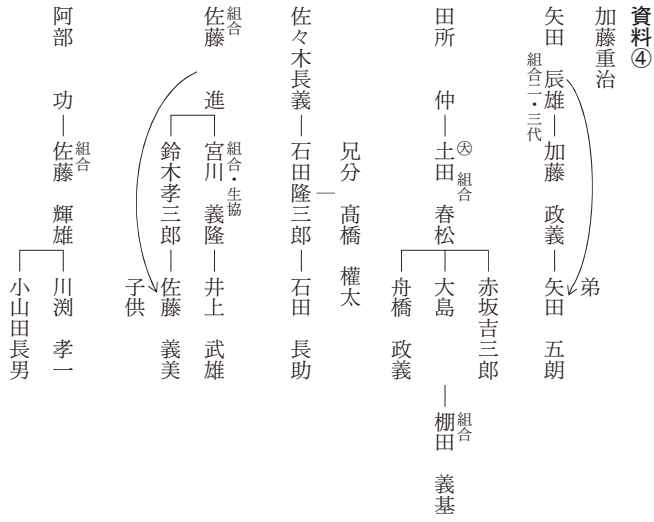
化、更に新規の来山者もなく、従って取立も行われず、新に構成員となる者が皆無で、逆に退山者が続出している中で、その勢力も衰えてきた。終に財政的にその運営が困難となり、昭和53年1月29日の連合山の集会においてついに連合山として友子交際を停止することを決定したのである。各山の友子制度の運営については各山の自主制に任せることとなった。各山共にその後の交際は停止されたままである。誠に残念なことではあるがこれも時代の流れでどうすることも出来ないことである。昭和30年代から友子集団もその形態だけは何んとか残そうと努力して来たのであり、その現れが連合山主催による四山対抗の野球大会であり、ソフトボール大会である。この大会は友子全体の親睦をはかることを前提にして誰れもが参加出来るよう種々工夫された。例えば人数を十名としたり、老母から何名、四十才以上何名、以下何名と決めたり、勝負よりも親ぼくに重点をおいていた。大会終了後は各山共に大集会を開催し、その労をねぎらい合い、明日から生活の糧をもとめたものである。又楓自坑夫等は大会の場を変えて、園遊会形式で家族全員が参加出来るよう工夫し、友子の火を消さないためあらゆる努力を傾注して来たのである。しかし、いかなる場合でも友子本来の姿である相互救済の精神だけは失わず、死亡時の不幸金、負傷病者に対する見舞金等は形式的であるけれど維持され、交際が続けられて来たのである。

連合山の機能停止により実際的には友子集団としての交際は止っている。親分子分兄弟分としての小集団では家族的な交際は現在でも続けられている。先日も或る家庭で不幸があったが、その際、死亡した人の親と兄弟分であった者の子供がお墓参りに他の地から来た例もある。その交際は肉親以上のものがある。

いずれこの友子集団も自然に消滅する運命にある。これも時代の流れであり、たえず新しいものを追求する人間性に由るのであろう。今や二代、三代と続いた友子制度についても古い仕来りを知っている者は数少くなって来たが、家族主義的小集団として親分子分兄弟分としての交際は友子集団と関係なく永々として続けられてゆくことになるであろうと期待するものである。

十七章 友子の親分・子分関係系譜資料





資料⑤ 親分—兄分—子分系譜

親 分	子 分	兄 分
④ 進 藤 易之助	組合長 原 豊	岩 間 兵 衛
高 橋 弥三郎	佐 藤 芳太郎	渡 辺 音 義
組合 高 橋 松 助	須 貝 勇 雄	瀬 戸 力 松
奈良岡 富太郎	書記長 丹 野 克 美	山 内 忠 雄
藤 田 岩太郎	柳 田 喜 三	松 本 久 太
吉 田 崑 作	坂 本 清	木 村 烈太郎
大 坂 源 義	小山内 崑次郎	瀬 戸 岩 松
神 尾 徳 助	山 崎 養 吉	石 渡 儀 一
佐 藤 八 郎	白 靴 市 松	佐 藤 鉄太郎
橋 本 市 二	葛 西 次 郎	小 澤 栄太郎
川 上 寅 義	庄 司 寿 男	小野寺 明 治
山 橋 外 治	中 島 仰 助	加 代 与 作
福 田 正	高 橋 岩 吉	田 中 吉五郎
塚 本 由 造	江 畑 貞 雄	須 藤 亀 雄
桜 井 秀 次	小 関 茂 松	高 村 市 郎
上 坂 佐治郎	毛内猪 三 男	沼 口 直 治
小 畑 三 吉	富 岡 大 吉	川 辺 捨 吉
石 田 長 吉	木 村 竹千代	組合 加 茂 秀 雄
④ 会社社員技術 阿 部 東 吉	吉 田 建 朗	加 賀 恒 雄
鬼 柳 慶次郎	吉 田 永 吉	富 松 栄三郎
横 島 千代明	弘 中 久 雄	堀 秀 雄
野 村 光 英	八 木 四 郎	村 田 市三郎
及 川 保	木 村 岩 雄	小 椋 由太郎
中 川 子規男	柳 川 秋 雄	佐々木 金 造
棚 田 直 一	高 橋 哲 也	氏 家 一 夫
宮 川 和 明	鬼 柳 正 義	菅 原 秀 弘
郡 山 勇	斉 藤 清	田 野 崎 仁
佐 藤 金次郎	松 岡 彦 一	鈴 木 三 郎
大 竹 栄 作	石 崎 幸 信	
高 橋 幸 男	菅 原 紀 郎	
加 藤 作	田 中 武 志	
江 畑 金 治	中 井 勝太郎	